

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月24日

【事業年度】 第121期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

【会社名】 リンテック株式会社

【英訳名】 LINTEC Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西尾 弘之

【本店の所在の場所】 東京都板橋区本町23番23号

【電話番号】 東京(5248)7711(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 小川 純一

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区本町23番23号

【電話番号】 東京(5248)7711(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 小川 純一

【縦覧に供する場所】 リンテック株式会社 大阪支店  
(大阪府大阪市西区新町一丁目4番24号)

リンテック株式会社 名古屋支店  
(愛知県名古屋市中区丸の内三丁目14番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第117期	第118期	第119期	第120期	第121期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (百万円)	212,733	200,905	190,844	203,242	207,255
経常利益 (百万円)	19,520	13,613	10,981	13,165	17,901
当期純利益 (百万円)	13,622	8,648	7,681	8,501	11,659
包括利益 (百万円)	11,184	6,986	13,468	17,978	18,614
純資産額 (百万円)	130,576	132,847	143,569	152,610	171,674
総資産額 (百万円)	206,188	210,203	216,048	225,073	237,444
1株当たり純資産額 (円)	1,715.78	1,766.60	1,909.57	2,100.87	2,363.81
1株当たり 当期純利益金額 (円)	180.21	115.26	102.83	114.22	161.63
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	180.11	115.18	102.74	114.09	161.41
自己資本比率 (%)	62.9	62.8	66.0	67.3	71.8
自己資本利益率 (%)	10.9	6.6	5.6	5.8	7.2
株価収益率 (倍)	13.1	14.6	17.2	17.2	17.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	23,307	18,910	19,619	16,309	15,485
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,926	12,262	13,966	6,952	5,104
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,820	5,099	2,877	8,020	3,135
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	35,188	36,036	40,739	44,992	56,050
従業員数 (名)	4,198	4,286	4,270	4,223	4,413

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第117期	第118期	第119期	第120期	第121期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (百万円)	176,028	162,177	155,678	160,820	161,670
経常利益 (百万円)	11,045	9,631	9,102	12,036	15,629
当期純利益 (百万円)	7,369	6,371	6,738	8,721	11,247
資本金 (百万円)	23,201	23,201	23,201	23,201	23,201
発行済株式総数 (千株)	76,564	76,564	76,564	76,564	76,564
純資産額 (百万円)	108,449	110,120	114,210	115,267	126,647
総資産額 (百万円)	181,364	184,383	184,318	182,436	187,894
1株当たり純資産額 (円)	1,433.48	1,473.00	1,527.52	1,596.04	1,753.37
1株当たり配当額 (内1株当たり中間 配当額)	40 (20)	40 (20)	34 (17)	42 (21)	48 (22)
1株当たり 当期純利益金額	97.48	84.92	90.21	117.18	155.92
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	97.43	84.86	90.13	117.05	155.71
自己資本比率 (%)	59.7	59.7	61.9	63.1	67.3
自己資本利益率 (%)	7.0	5.8	6.0	7.6	9.2
株価収益率 (倍)	24.3	19.8	19.6	16.8	18.4
配当性向 (%)	41.03	47.10	37.69	35.84	30.79
従業員数 (名)	2,436	2,465	2,442	2,414	2,390

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。  
2 従業員数は就業人員で記載しております。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和9年10月	不二合名会社を改組、不二紙工株式会社を東京都板橋区板橋十丁目 138番地(現東京都板橋区本町23番23号)に設立。包装用ガムテープの製造販売を開始。
昭和12年3月	合板用ガムテープの製造販売を開始。
昭和34年12月	埼玉県蕨市に蕨工場を新設。従来の本社工場の生産と合わせ量産体制を確立。
昭和37年3月	蕨工場内に段ボール箱の自動包装機の製作部門を設置。青果物・食品・繊維製品・家庭電器製品の自動包装化を企業化し、包装用ガムテープと合わせたシステムセールスを進める。
昭和39年3月	蕨工場内の自動包装機製作部門を独立させ、株式会社不二紙工機械事業部(FSKエンジニアリング株式会社)を設立。
昭和43年10月	本社内の研究室(現研究所)を蕨工場内に移転。工場に直結した研究・開発体制をとる。
昭和44年3月	兵庫県龍野市に関西工場(現龍野工場)を新設し、西日本地区への供給拠点とする。
昭和50年7月	関東工場(現吾妻工場)を群馬県吾妻郡吾妻町(現群馬県吾妻郡東吾妻町)に新設、最新鋭の設備でガムテープ及び粘着製品の製造を開始。
昭和59年10月	FSK株式会社に商号変更。
昭和61年7月	東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和62年9月	アメリカ合衆国マサチューセッツ州にFSK OF AMERICA, INC.(現LINTEC USA HOLDING, INC.(連結子会社))を設立し、同社は工業用粘着フィルムメーカーである MADICO, INC. を買収。
昭和62年10月	FSKエンジニアリング株式会社を合併。
平成元年3月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される。
平成2年4月	四国製紙株式会社及び創研化工株式会社と合併し、リンテック株式会社に商号を変更。
平成5年10月	中国、天津市に琳得科(天津)実業有限公司(連結子会社)を設立。印刷機械等の製造を開始。
平成6年5月	インドネシア、ボゴール市にPT.LINTEC INDONESIA.(連結子会社)を設立。粘着製品の製造を開始。
平成7年1月	モダン・プラスチック工業株式会社の全株式を取得。
平成8年4月	モダン・プラスチック工業株式会社と合併。
平成12年4月	マレーシア、ペナン州にLINTEC INDUSTRIES(MALAYSIA) SDN. BHD.(連結子会社)を設立。紙関連製品の製造を開始。
平成14年6月	中国、蘇州市に琳得科(蘇州)科技有限公司(連結子会社)を設立。粘着製品及び紙関連製品の製造を開始。
平成14年8月	韓国、平澤市にLINTEC SPECIALITY FILMS(KOREA), INC.(連結子会社)を設立。粘着製品の製造を開始。
平成15年8月	台湾、台南県にLINTEC SPECIALITY FILMS(TAIWAN), INC.(連結子会社)を設立。粘着製品の製造を開始。
平成16年9月	韓国、忠清北道清原郡にLINTEC KOREA, INC.(連結子会社)を設立。粘着製品及び紙関連製品の製造を開始。
平成19年3月	中国、無錫市に琳得科(無錫)科技有限公司を設立。(平成25年6月清算)
平成20年11月	積水化学工業株式会社より株式会社セキスイサインシステム(現リンテックサインシステム株式会社(連結子会社))の全株式を含むサインシステム事業の譲受。
平成22年9月	MADICO, INC.(連結子会社)が、SOLAMATRIX, INC.(現MADICO, INC.(連結子会社))を買収。
平成23年6月	タイ、チャチェンサオ県にLINTEC (THAILAND) CO., LTD.(連結子会社)を設立。粘着製品及び紙関連製品の製造を開始。
平成24年7月	中国、天津市に普林特科(天津)標簽有限公司(連結子会社)を設立。粘着製品の製造を開始。
平成25年1月	MADICO, INC. とMADICO WINDOW FILMS, INC. が、MADICO, INC.(連結子会社)を存続会社として合併。
平成27年1月	シンガポールにASEAN地域およびインドなどにおける事業を統括することを目的としたLINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITED(非連結子会社)を設立。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社38社、関連会社4社、その他の関係会社1社およびその他の関係会社の子会社1社で構成され、「印刷材・産業工材関連」、「電子・光学関連」、「洋紙・加工材関連」の各事業に関する製品の製造・加工・販売を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流および原材料・製品・技術の供給等の事業展開をしております。

当社グループの事業における位置付けは次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

#### (1) 印刷材・産業工材関連

当事業においては、シール・ラベル用粘着製品、ラベル印刷機、バーコードプリンタ、ラベリングマシン、自動車用粘着製品、工業用粘着テープ、ウインドーフイルム、屋外看板・広告用フィルム、内装用化粧シートなどの製造・販売をしております。

##### (主要な関係会社)

- |                                |                                    |
|--------------------------------|------------------------------------|
| ・当社                            | ・ PT. LINTEC INDONESIA             |
| ・ リンテックコマース株式会社                | ・ PT. LINTEC JAKARTA               |
| ・ リンテックサインシステム株式会社             | ・ LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITED |
| ・ 富士ライト株式会社                    | ・ LINTEC PHILIPPINES (PEZA), INC.  |
| ・ MADICO, INC.                 | ・ LINTEC (THAILAND) CO., LTD.      |
| ・ LINTEC OF AMERICA, INC.      | ・ LINTEC BKK PTE LIMITED           |
| ・ LINTEC EUROPE B.V.           | ・ LINTEC VIETNAM CO., LTD.         |
| ・ 琳得科(蘇州)科技有限公司                | ・ LINTEC HANOI VIETNAM CO., LTD.   |
| ・ 琳得科(天津)実業有限公司                | ・ LINTEC INDIA PRIVATE LIMITED     |
| ・ 普林特科(天津)標簽有限公司               | ・ LINTEC KUALA LUMPUR SDN.BHD.     |
| ・ LINTEC HI-TECH(TAIWAN), INC. |                                    |

#### (2) 電子・光学関連

当事業においては、半導体関連粘着テープ、半導体関連装置、積層セラミックコンデンサー製造用コートフィルム、液晶ディスプレイ関連粘着製品などの製造・販売をしております。

##### (主要な関係会社)

- |  |   |
|--|---|
| ・当社  | ・ LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(KOREA), INC.       |
| ・ LINTEC OF AMERICA, INC.                      | ・ LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITED                |
| ・ LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(EUROPE)GMBH     | ・ LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(PHILIPPINES), INC. |
| ・ LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(SHANGHAI), INC. | ・ LINTEC BKK PTE LIMITED                          |
| ・ LINTEC SPECIALITY FILMS(TAIWAN), INC.        | ・ LINTEC INDUSTRIES(MALAYSIA) SDN.BHD.            |
| ・ LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(TAIWAN), INC.   | ・ LINTEC INDUSTRIES(SARAWAK) SDN.BHD.             |
| ・ LINTEC KOREA, INC.                           | ・ LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(MALAYSIA) SDN.BHD. |
| ・ LINTEC SPECIALITY FILMS(KOREA), INC.         |   |

#### (3) 洋紙・加工材関連

当事業においては、カラー封筒用紙、色画用紙、特殊機能紙、高級印刷用紙、高級紙製品用紙、一般用剥離紙、光学関連製品用剥離フィルム、合成皮革用工程紙、炭素繊維複合材料用工程紙などの製造・販売をしております。

##### (主要な関係会社)

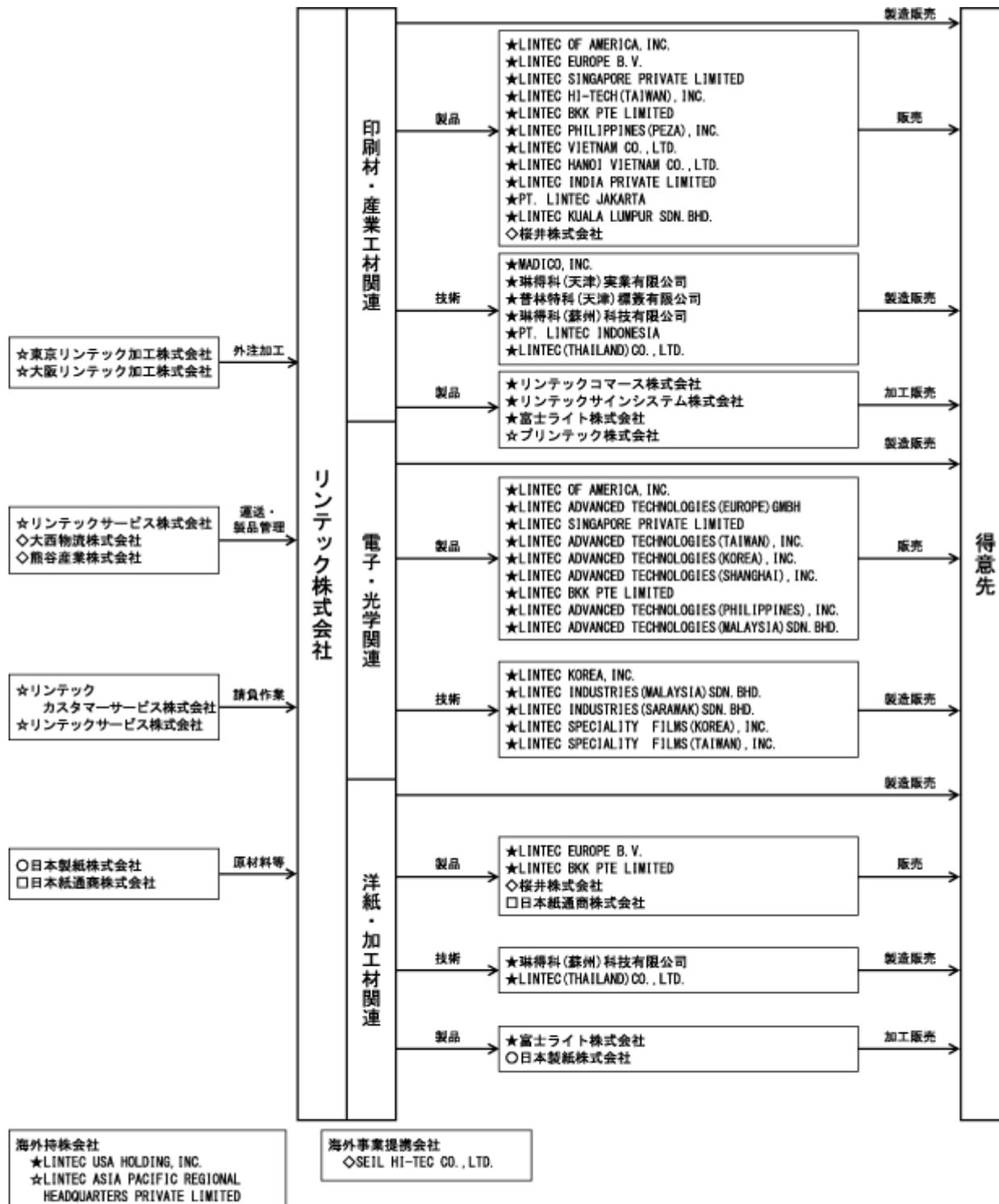
- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| ・当社                  | ・ 琳得科(蘇州)科技有限公司               |
| ・ 富士ライト株式会社          | ・ LINTEC (THAILAND) CO., LTD. |
| ・ LINTEC EUROPE B.V. | ・ LINTEC BKK PTE LIMITED      |

また、LINTEC USA HOLDING, INC.は、MADICO, INC.およびLINTEC OF AMERICA, INC.の持株会社であります。

このほか、当社は東京リンテック加工株式会社（非連結子会社）他へ外注加工、請負作業、運送・製品管理を委託しているほか、日本製紙株式会社（その他の関係会社）、日本紙通商株式会社（その他の関係会社の子会社）他へ当社製品を販売し、また、同会社から原材料等の仕入をしております。

なお、平成27年1月に、シンガポールにASEAN地域およびインドなどにおける事業を統括することを目的としたLINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITED（非連結子会社）を設立しました。

事業の系統図は次のとおりであります。



- ★ 連結子会社
- ☆ 非連結子会社(持分法非適用)
- ◇ 関連会社(持分法非適用)
- その他の関係会社
- その他の関係会社の子会社

(注) 1 LINTEC (THAILAND) CO., LTD., LINTEC KOREA, INC. 及び琳得科(蘇州)科技有限公司は、特定子会社であります。  
 (注) 2 平成27年1月に、LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITEDを設立いたしました。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) リンテックコマース 株式会社	東京都台東区	百万円 400	印刷材・産業工 材関連	100.0		役員兼任1名
リンテックサインシステム 株式会社	東京都目黒区	百万円 40	印刷材・産業工 材関連	100.0		役員兼任1名
富士ライト株式会社	東京都文京区	百万円 18	印刷材・産業工 材関連及び洋 紙・加工材関連	83.3		役員兼任1名
LINTEC USA HOLDING, INC.	アメリカ マサチューセッツ州	US\$ 100	持株会社	100.0		MADICO, INC., LINTEC OF AMERICA, INC. 株式の保有
MADICO, INC.	アメリカ マサチューセッツ州	US\$ 200,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		
LINTEC OF AMERICA, INC.	アメリカ アリゾナ州	US\$ 1,000	印刷材・産業工 材関連及び電 子・光学関連	100.0 (100.0)		
LINTEC EUROPE B.V.	オランダ アムステルフェーン 市	EURO 81,680	印刷材・産業工 材関連及び洋 紙・加工材関連	100.0		
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (EUROPE) GMBH	ドイツ ミュンヘン	EURO 250,000	電子・光学関連	100.0		
琳得科(蘇州) 科技有限公司 (注)2	中国蘇州市	US\$ 38,800,000	印刷材・産業工 材関連及び洋 紙・加工材関連	100.0		
琳得科(天津) 実業有限公司	中国天津市	US\$ 6,920,000	印刷材・産業工 材関連	100.0		
普林特科(天津) 標簽有限公司	中国天津市	百万円 500	印刷材・産業工 材関連	100.0		
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (SHANGHAI), INC.	中国上海市	US\$ 300,000	電子・光学関連	100.0		
LINTEC SPECIALITY FILMS (TAIWAN), INC.	台湾台南市	NT\$ 361,000,000	電子・光学関連	100.0		
LINTEC HI-TECH(TAIWAN), INC.	台湾台北市	NT\$ 10,000,000	印刷材・産業工 材関連	100.0		
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (TAIWAN), INC.	台湾高雄市	NT\$ 146,500,000	電子・光学関連	100.0		
LINTEC KOREA, INC. (注)2	韓国忠清北道清原郡	WON 25,000,000,000	電子・光学関連	100.0		
LINTEC SPECIALITY FILMS (KOREA), INC.	韓国平澤市	WON 12,000,000,000	電子・光学関連	100.0		役員兼任1名
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(KOREA), INC.	韓国ソウル市	WON 2,820,000,000	電子・光学関連	100.0		
PT. LINTEC INDONESIA	インドネシア ボゴール市	US\$ 17,000,000	印刷材・産業工 材関連	65.0		役員兼任3名
PT. LINTEC JAKARTA	インドネシア ジャカルタ州	US\$ 300,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITEDの 子会社
LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITED	シンガポール	S\$ 500,000	印刷材・産業工 材関連及び電 子・光学関連	100.0		
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (PHILIPPINES), INC.	フィリピン モンテルバ市	PHP 10,596,600	電子・光学関連	100.0 (100.0)		LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITEDの 子会社
LINTEC PHILIPPINES (PEZA), INC.	フィリピン カヴィテ州	PHP 9,300,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (PHILIPPINES), INC. の子会社
LINTEC (THAILAND) CO., LTD. (注)2	タイ チャチェンサオ県	THB 1,640,000,000	印刷材・産業工 材関連及び洋 紙・加工材関連	100.0		
LINTEC BKK PTE LIMITED	タイ バンコク都	THB 200,000,000	印刷材・産業工 材関連、電子・ 光学関連及び洋 紙・加工材関連	100.0 (100.0)		LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITEDの 子会社

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
LINTEC VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ビンズオン省	VND 26,098,979,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITEDの 子会社
LINTEC HANOI VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム バクニン省	VND 20,828,000,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC VIETNAM CO.,LTD. の子会社
LINTEC INDIA PRIVATE LIMITED	インド ニューデリー市	INR 140,000,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITEDの 子会社
LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA)SDN. BHD.	マレーシア ペナン州	RM 50,000,000	電子・光学関連	100.0		
LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK)SDN. BHD.	マレーシア サラワク州	RM 2,384,300	電子・光学関連	100.0		
LINTEC KUALA LUMPUR SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール	RM 500,000	印刷材・産業工 材関連	100.0 (100.0)		LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITEDの 子会社
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア マラッカ州	RM 500,000	電子・光学関連	100.0 (100.0)		LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITEDの 子会社
(その他の関係会社) 日本製紙株式会社 (注) 4	東京都千代田区	百万円 104,873	洋紙・加工材関 連		31.0 (0.8)	役員兼任 2 名

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 議決権の所有(被所有)割合の( )内は間接所有割合です。

4 日本製紙株式会社は有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
印刷材・産業工材関連	2,064
電子・光学関連	1,347
洋紙・加工材関連	897
全社(共通)	105
合計	4,413

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,390	40.5	18.4	6,212,538

セグメントの名称	従業員数(名)
印刷材・産業工材関連	769
電子・光学関連	715
洋紙・加工材関連	801
全社(共通)	105
合計	2,390

(注) 1 従業員数は就業人員であります。  
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合はリンテックフォーレストと称し、加入者数 1,977名でユニオンショップ制であります。  
 また、一部の連結子会社において労働組合(組合員数 760名)が組織されております。  
 なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、米国では個人消費の回復などにより景気は堅調に推移しましたが、欧州では停滞が続き、また、中国では一層減速感が強まってまいりました。一方、我が国においては、消費増税による個人消費の落ち込みや急激な円安による輸入価格の上昇などの影響を受けましたが、経済・金融政策などにより、期後半には明るい兆しが見えてまいりました。

このような経営環境の中、当社グループでは新中期経営計画「LIP-2016」を昨年4月からスタートさせ、「攻めの経営と間断なきイノベーションで成長軌道を取り戻す」という基本方針のもと、各課題に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は207,255百万円（前年同期比2.0%増）、営業利益は16,881百万円（同22.6%増）、経常利益は17,901百万円（同36.0%増）、当期純利益は11,659百万円（同37.1%増）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

#### 〔印刷材・産業工材関連〕

当セグメントの売上高は86,764百万円（前年同期比0.6%増）、営業利益は2,878百万円（同25.6%増）となりました。当セグメントの事業部門別の売り上げの状況は次のとおりです。

##### （印刷・情報材事業部門）

シール・ラベル用粘着製品は国内では食品用、家電用を中心に消費増税後の需要の落ち込みの影響を受け低調に推移しました。海外においてはタイ、ベトナムを中心にアセアン地域で伸長しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

##### （産業工材事業部門）

ウインドーフィルムやマーキングフィルムが国内においては低調でしたが、二輪を含む自動車用粘着製品がインドやアセアン地域で堅調に推移しました。この結果、当事業部門は前年同期並みとなりました。

#### 〔電子・光学関連〕

当セグメントの売上高は83,207百万円（前年同期比5.1%増）、営業利益は10,071百万円（同47.1%増）となりました。当セグメントの事業部門別の売り上げの状況は次のとおりです。

##### （アドバンストマテリアルズ事業部門）

半導体関連粘着テープはスマートフォンなどの需要効果により大幅に伸長し、半導体関連装置についても台湾市場を中心に好調に推移しました。また、積層セラミックコンデンサー製造用コートフィルムについてもスマートフォンや自動車用などの需要効果により大幅に伸長しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

##### （オプティカル材事業部門）

液晶ディスプレイ関連粘着製品はテレビの大型化やスマートフォンなどの需要効果はありましたが、売上構成の変化などの影響を受けました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ減少となりました。

#### 〔洋紙・加工材関連〕

当セグメントの売上高は37,283百万円（前年同期比1.4%減）、営業利益は3,996百万円（同14.0%減）となりました。当セグメントの事業部門別の売り上げの状況は次のとおりです。

##### （洋紙事業部門）

主力のカラー封筒用紙が堅調に推移したほか、建材用紙や耐油紙などの需要が増加しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

##### （加工材事業部門）

炭素繊維複合材料用工程紙が航空機用を中心に伸長したほか、FPCカバーレイ用剥離紙が堅調に推移しましたが、合成皮革用工程紙が主要市場である中国国内の市況低迷の影響を受け減少となりました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ減少となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は56,050百万円となり、前連結会計年度末に比べて11,058百万円の増加（前年同期比 24.6%増）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比較して824百万円減少の15,485百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「税金等調整前当期純利益」の増加	4,671百万円
・「減価償却費」の減少	1,341百万円
・「退職給付に係る負債の増減額」の減少	5,617百万円
・「売上債権の増減額」の増加	1,321百万円
・「たな卸資産の増減額」の増加	1,103百万円
・「仕入債務の増減額」の増加	1,045百万円

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比較して1,847百万円増加の 5,104百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「定期預金の預入による支出」の減少	983百万円
・「定期預金の払戻による収入」の増加	3,157百万円
・「有形固定資産の取得による支出」の減少	790百万円

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比較して4,884百万円増加の 3,135百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです

・「自己株式の取得による支出」の増加	4,999百万円
--------------------	----------

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
印刷材・産業工材関連	60,842	0.7
電子・光学関連	58,944	0.3
洋紙・加工材関連	45,286	4.1
合計	165,074	0.9

- (注) 1 セグメント間およびセグメント内の取引が多様で、各セグメントの生産高を正確に算出することが困難であるため、概算金額を表示しております。また、セグメント間の内部振替高に伴う生産高を含めております。  
 2 金額は、製造原価によっております。  
 3 金額の表示には消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

製品及び商品の大部分が受注即出荷となりますので、受注状況は販売実績とほぼ同じであります。

### (3) 販売実績

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
印刷材・産業工材関連	86,764	0.6
電子・光学関連	83,207	5.1
洋紙・加工材関連	37,283	1.4
合計	207,255	2.0

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 金額の表示には、消費税等は含まれておりません。  
 3 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
住友化学(株)	25,103	12.4	21,383	10.3

### 3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題

平成23年4月にスタートした3か年の中期経営計画「LIP- 」では、「積極果敢にイノベーションに挑戦し、持続的な成長と企業価値の最大化を目指す」という基本方針のもと、海外事業の強化・拡大、QCD強化による国内事業の拡大と高収益化などを重点テーマとした諸施策を推進してまいりました。

しかしながら、東日本大震災や欧州債務問題の深刻化、行き過ぎた円高などが当社の業績に大きな影響を及ぼし、「LIP- 」の最終年度に当たる平成26年3月期の業績は、策定時に掲げた定量目標（連結売上高2,600億円、連結営業利益260億円）を大幅に下回る結果となりました。

当社グループを取り巻く事業環境はいまだ不透明感を払拭できる状況ではありませんが、将来にわたって成長・発展していくためには、“成長軌道への回帰”に向けた取り組みが不可欠であることから、改めて中期経営計画「LIP-2016」を策定し、新事業年度からスタートさせることといたしました。

#### 1. 「LIP-2016」の基本方針

新中期経営計画「LIP-2016」では、「攻めの経営と間断なきイノベーションで成長軌道を取り戻す」という基本方針を掲げ、国内事業の持続的な成長を図りつつ、今後も経済発展が見込まれる国や地域での事業規模の拡大、次世代を担う革新的新製品の創出、事業戦略をスピーディーに実現するためのM&Aの推進など、各重点テーマについて積極果敢に取り組んでまいります。

同時に、これまで社員の行動の中にしっかりと根付いてきたイノベーションの精神をさらに深化させながら、コスト改革活動を強化し、経営環境に左右されることのない強靱な企業体質を築き上げてまいります。

#### 2. 重点テーマ

##### (1) グローバル展開のさらなる推進

アジア地域を中心とした海外事業の拡大  
未進出地域での事業基盤づくり

##### (2) 次世代を担う革新的新製品の創出

新製品の創出による新市場・新需要の開拓  
新製品の創出のための研究開発基盤の強化

##### (3) 強靱な企業体質への変革

コスト競争力の強化  
選択と集中

##### (4) 戦略的M&Aの推進

成長戦略としてのターゲットの明確化  
M&A推進体制の強化

##### (5) 人財の育成

グローバル人材の確保と育成  
継続的な階層別研修の実施

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））の一つとして、次の または に該当する買付またはその提案（以下、このような買付行為等を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応方針として、大規模買付行為時における事前の情報提供に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入しております。

当社が発行する株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合および

その特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## 1. 大規模買付ルール継続の必要性

平成27年3月末現在の当社の株主構成上、株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は低いと考えておりますが、今後、当社グループが成長していく過程で、資本市場からの資金調達を行う可能性もあり、その場合には株主の持株比率が希釈化されることとなります。また、近年、外国人持株比率が増加するなど、株式並びに株主の流動化が進む傾向も見られています。

このような情勢に鑑みると、株主、顧客、取引先、従業員その他利害関係者の利益を含む、当社の企業価値を毀損しひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあるといわざるをえません。

将来、既存株主に思わぬ損害が発生することを避けるために「大規模買付ルール」を継続すべきと考えております。

## 2. 大規模買付ルールに対する当社の基本的な考え方

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、その前提として、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するためには、大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供が不可欠であると考えております。逆に、株主の皆様が不十分な情報しか提供されないまま、大規模買付行為に応じるか否かの判断を迫られるような事態に陥ることは、株主共同の利益に反するものと考えております。

なかでも大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が考える将来の経営方針や事業計画の内容等は、当社株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかを検討するうえで重要な判断材料であると考えられ、同様に、当社取締役会が大規模買付行為について評価、検討を行ったうえでどのような意見を有しているかということも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立脚し、株主の皆様が大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供と、判断するための十分な時間を確保するため、下記「5. 大規模買付ルールの内容」で後述する「大規模買付ルール」を設定・開示し、大規模買付者に対して「大規模買付ルール」の遵守を求めるとともに、「大規模買付ルール」が遵守されない場合には、大規模買付者を株主共同の利益を害する者と判断し、当社取締役会として必要な対抗措置を講じる方針であります。

なお、「大規模買付ルール」の有効期限の延長につきましては、当社および当社株主の皆様にとって非常に重要な決定事項であり、株主総会決議にて行うべきと考えております。

## 3. 大規模買付ルールの合理性

当社取締役会は、「大規模買付ルール」が会社法施行規則第118条第3号八に定める要件、すなわち、  
基本方針に沿うものであること  
当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと  
当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
に該当していると判断しております。その理由は、次の各項目に記載するとおりであります。

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

「大規模買付ルール」は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める次の三原則を全て満たしております。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則  
事前開示・株主意思の原則  
必要性・相当性確保の原則

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

「大規模買付ルール」は、上記「2. 大規模買付ルールに対する当社の基本的な考え方」に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報と、判断するための時間を確保し、また、当社が株主の皆様のために大規模買付者と交渉等を行うことを可能とするために定めているものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的として導入しているものであります。

### (3) 株主の意思を重視するものであること

「大規模買付ルール」は、株主総会にて導入・廃止・有効期限の延長を行うものであり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

#### (4)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

「大規模買付ルール」では、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを排除するため、弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者、上場取引所の基準において独立性があると認められる社外役員等、当社取締役会で選任された委員3名以上で構成された独立委員会を設置いたします。

また、独立委員会による勧告は必ず公表することにしており、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するため、株主の皆様には公正な判断を下せるよう、透明性を高める運営の仕組みを構築しております。

#### (5)合理的な客観的発動要件の設定

「大規模買付ルール」は、下記「6.大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり合理的かつ客観的な発動要件が充たされない限り、対抗措置が発動されないように規定しており、独立委員会による勧告など、当社取締役会によって恣意的な発動がなされることを排除するための仕組みを確保しております。

#### (6)デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策でないこと

「大規模買付ルール」は、下記「8.大規模買付ルールの有効期限」に記載のとおり、当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者等が自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により廃止することが可能です。従って「大規模買付ルール」は、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではございません。

また、当社は期差任期制を採用しておりませんので、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができずにその発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもございません。

### 4. 当社グループの企業価値の向上のために行う取り組み

#### (1)会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、社名の「リンテック」すなわち"リンテージ(結合)"と"テクノロジー"、および社は「至誠と創造」に裏付けされる人の和、技術開発力を基軸とし、国内・海外の業界において、誰からも信頼される力強い躍動感あふれる会社として社会に貢献し、株主各位・顧客・社員家族の期待にこたえる斬新な経営を推進するというものであります。

当社グループは、「粘着応用技術」「表面改質技術」「特殊紙・剥離材製造技術」「システム化技術」という四つの固有技術を基盤とし、さらにそれらを高次元で融合させることによって、より差別化された独自性の高い製品創りを進めてまいります。また、高い倫理観のもと、CSRの精神を徹底し、社会から信頼される会社たるべく邁進してまいります。

#### (2)中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題

当社グループは、平成26年4月から平成29年3月までの3か年を対象とする中期経営計画「LINTEC INNOVATION PLAN 2016 (LIP 2016)」を策定し、スタートさせております。

その概要については、上記「中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題」を参照ください。

#### (3)コーポレート・ガバナンスの充実・強化のための取り組み

当社グループは、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、迅速な意思決定および効率的な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本と考え、その充実・強化を通じて当社グループの企業価値および株主共同利益の更なる向上を目指してまいります。

その具体的な取り組みとして、取締役の任期を1年とし、株主の皆様に対する取締役の責任を明確にしているほか、平成23年6月24日開催の当社第117期定時株主総会および同日開催の当社取締役会において執行役員制度を導入し、経営の重要な意思決定を行う取締役と業務の執行を行う執行役員とを分離いたしました。これにより、取締役会の活性化、意思決定の迅速化を通して経営の効率化を図っております。

また、取締役会の監督機能を強化するため、平成27年6月24日開催の当社第121期定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行いたしました。コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を目指してまいります。

なお、当社においては、上場取引所の基準において独立性の認められる社外取締役が複数おります。

### 5. 大規模買付ルールの内容

#### (1)意向表明

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称および住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに、「大規模買付ルール」に従う旨の誓約を明示した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

なお、意向表明書における使用言語は日本語に限りません。

## (2)情報提供

次に、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後7営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提供を求める必要情報のリストを交付します。大規模買付者に提供を求める情報は、当社株主の皆様の適切な判断ならびに当社取締役会および下記「6.大規模買付行為がなされた場合の対応方針」で後述する独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）による適切な評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）とします。大規模買付者には、本必要情報のリストの受領後、速やかに本必要情報を書面にて当社取締役会に対して提供していただくこととし、当社取締役会は本必要情報の記載書面を受領後、直ちに独立委員会にも提供いたします。

なお、本必要情報の記載書面における使用言語は日本語に限りません。

## (3)情報提供の内容

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、主な項目は以下のとおりであります。

大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および具体的内容

大規模買付行為における当社株式等の取得対価の算定根拠、取得資金の裏付け並びに資金調達のための具体的な内容および条件

大規模買付行為の完了後に想定している当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、労務政策および資産活用策

大規模買付行為の完了後における従業員、取引先、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

なお、大規模買付者に当初提供していただいた情報が、大規模買付行為に関する当社株主の皆様の適切な判断または当社取締役会もしくは独立委員会による適切な評価、検討のための情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、合理的な回答期限（60日間を上限とします。）を定め、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点でその全部または一部を開示いたします。

また、本必要情報の提供が完了したとき、当社取締役会は、大規模買付者にその旨通知するとともに、その事実を開示いたします。

## (4)評価期間

次に当社取締役会は、大規模買付行為の評価、検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、大規模買付者との条件に関する交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案の立案等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後に開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。

## (5)交渉・代替案の提示

当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

## 6.大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、「大規模買付ルール」が遵守されなかった場合には、独立委員会は当社取締役会に対して発動の勧告をするものといたします。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置

をとることがあります。その場合に具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。なお、対抗措置として新株予約権を発行する場合の概要は下記のとおりとし、かかる新株予約権には対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件などを設けることがあります。

#### 新株予約権割当の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会において定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

#### 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数は、定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

#### 発行する新株予約権の数

発行する新株予約権の数は、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

#### 新株予約権の払込価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 新株予約権の行使条件等

大規模買付者等に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。

また、取得条項および取得条件を設けることがあり、大規模買付者その他の株主とて、取得の対価等に関し、異なる取り扱いをすること、あるいは大規模買付者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。

なお、大規模買付者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が定めるものとする。

また、大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合など、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提供を求めた必要情報の一部が大規模買付者より提供されていないことのみをもって、大規模買付者による「大規模買付ルール」の不遵守を認定することはしないものといたします。

### (2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも「大規模買付ルール」が遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合、例えば、

大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式等を当社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをすることにある場合

大規模買付行為の方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付等の株式等の買付を行うことをいいます。）等の、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上当社株主に当社の株式等の売却を強要するものである場合

大規模買付行為の結果、当社の従業員・取引先・顧客その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって当社株主全体の利益が著しく毀損されることが合理的な根拠をもって判断される場合

などについては、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るため、例外的に適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえたうえで、対抗措置を発動することの適否について独立委員会に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することといたします。独立委員会の行った勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を決議し、その内容を公表するものとしていたします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じた場合は、当社取締役会は独立委員会に諮問し、その勧告を受け、株主共同の利益を守るために発動した対抗措置を維持することが相当ではないと判断した場合は、対抗措置を中止または発動の停止をするものとし、その内容を公表いたします。

## 7. 独立委員会

当社取締役会は、「大規模買付ルール」を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを排除し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置します。独立委員会は、公正で中立的な判断を可能とするため、弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者、上場取引所の基準において独立性の認められる社外役員等、当社取締役会で選任された委員3名以上で構成されます。

当社取締役会は、意向表明書が提出されたとき、または大規模買付行為の動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守しているかどうかのチェックや、対抗措置発動の適否などを諮問し、独立委員会は、次の から の諮問を受けた事項について、原則として取締役会評価期間内に当社取締役会に対して勧告を行います。

大規模買付ルールを遵守しているか否かの判断

大規模買付行為の該当性の判断

対抗措置の発動または不発動

対抗措置の発動の中止または停止

対抗措置の発動または不発動における各種条件の設定

その他当社取締役会が独立委員会に諮問すべきと決議した事項

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止したときや対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じたときは、当社取締役会は独立委員会を招集し、対抗措置の発動の中止や停止の適否などを諮問し、独立委員会は当社取締役会に対して勧告を行います。

独立委員会は、大規模買付者が提供した本必要情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じて大規模買付者に対し、合理的に必要と考える情報の提供を求めることができるものとしていたします。

独立委員会が上記勧告を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえ、独立委員会が独自の判断で行うものとしていたします。また、独立委員会は、必要に応じて当社の費用により独立した第三者である専門家の助言を得ることができるものとしていたします。

対抗措置の発動または不発動、対抗措置の発動の中止や停止は、最終的には当社取締役会の決定事項となりますが、当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、独立委員会が当社取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置づけております。

#### 8. 大規模買付ルールの有効期限

「大規模買付ルール」の有効期限は、平成27年6月24日開催の定時株主総会の日から平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。ただし、当該株主総会において「大規模買付ルール」の継続が承認可決された場合、かかる有効期限はさらに3年延長されるものとし、以後も同様といたします。

なお、有効期限の到来前であっても、当社株主総会または当社取締役会において「大規模買付ルール」を廃止する旨の決議がなされた場合は、「大規模買付ルール」はその時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、有効期限の到来前であっても、企業価値および株主価値向上の観点から、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、「大規模買付ルール」を随時見直し、当社株主総会の承認可決を得て、「大規模買付ルール」の改定を行うことがあります。

その場合には、その変更内容を速やかにお知らせいたします。

#### 9. 株主に与える影響等

##### (1)大規模買付ルールが株主に与える影響等

「大規模買付ルール」は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えております。従いまして、「大規模買付ルール」の設定は、当社株主の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主の皆様が利益に資するものであると考えております。

##### (2)対抗措置発動時に株主に与える影響等

当社取締役会は、当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（「大規模買付ルール」を遵守しなかった大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社は、新株予約権の割当の基準日や新株予約権の割当の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したり、大規模買付行為の条件等を変更するなどの事情により、対抗措置の発動の中止または停止を当社取締役会が決議したときは、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がございます。

#### 4 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがありますが、以下の内容は、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、すべてのリスクではありません。

##### (1) 経済情勢の変動

当社グループの事業は、あらゆる産業に展開しており、国内外の経済情勢の影響を直接及び間接的に受けます。今後の経済情勢の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の新規事業分野であるIT関連事業においては、世界のIT産業の動向の影響を直接受けます。今後のIT産業の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 販売価格の変動

当社グループが事業を展開する市場は、国内外において厳しい競争状態にあり、十分な利益を確保するに足る販売単価の維持や、販売シェアの確保が出来ない場合があります。コスト削減による利益の維持ときめ細かい顧客サービスによるシェアの回復が困難である場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 原材料等価格の変動

当社グループは、製紙用パルプや各種石化製品などを原材料、燃料として多く使用しており、その価格は在庫水準や需給バランスによって変動する市況製品であります。原材料等の購入に際しては、市況動向を見極めた発注に努めてはおりますが、価格の急激な変動によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 為替相場の変動

当社グループは、海外からの外貨建てによる資材の調達、海外への外貨建ての販売及び海外を含むグループ会社間でのファイナンスを行っており、為替相場の変動によっては当社グループの業績へ影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 海外事業展開について

当社グループは、世界各地で生産・事業展開を進めております。これらの国において次のような事象が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

テロ、政変、クーデター等による政情不安と治安悪化

従業員のスト、ボイコット等による労働争議の発生

電力、用水、通信等のインフラの障害

伝染病の発生

その他予期せぬ税制、外為、通関等に関する法律、規制の変更など不測の事象

文化や商慣習の違いによる売掛金回収、取引先との関係における問題の発生

##### (6) 新製品開発について

当社グループは、総合技術力で市場ニーズに対応し、競争力のある高付加価値製品を市場に投入していくことを目標に研究開発を推進しており、研究スタッフの増員や、産学共同研究等への経営資源投入を強化しております。

しかしながら、このような研究開発への経営資源の投入が必ずしも新製品の開発さらには営業収入の増加に結びつくとは限らず、開発期間が長期に亘ったことなどにより、開発を中止せざるを得ないような事象が発生した場合は、製品開発コストを回収できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (7) 知的財産権について

当社グループは、独自に蓄積してきた様々な製造技術について国内外において必要な知的財産権保護手続きを行っておりますが、法的制限だけでは完全な保護は不可能であり、取得した権利を適切に保護できない場合があります。また、当社グループの製品に関して第三者より知的財産権侵害の提訴を受ける場合があります。このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (8) 重要な訴訟等について

当社グループが国内外で事業活動を行うにあたり、製造物責任（PL）関連、環境関連、知的所有権関連等に関し、訴訟その他の請求が提起される可能性があり、その内容によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (9) 法規制について

当社グループが事業活動を展開する各国において、各種法規制の適用を受けております。これらの規制の遵守に努めておりますが、規制の強化または変更がなされた場合には、当社グループの事業活動が制限されたり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社グループは、粘着応用技術、特殊紙・剥離材製造技術、表面改質技術ならびにシステム化技術を基盤に、印刷・情報材料、産業工業材料、半導体関連材料、光学機能材料などの多岐にわたる製品の開発・製造・販売を行っており、その研究開発活動の大部分を提出会社である当社が行っております。当期は、前期に引き続き、中・長期研究開発計画に基づいた技術開発ならびに新製品開発活動、特に機能性材料の素材開発とその加工技術開発に積極的に取り組み、ユーザーニーズを重視したマーケット対話型の研究開発に努めてきました。

また、当社グループの米国における研究機関であるLINTEC OF AMERICA, INC.のR&D Div.は、粘着製品や工業用積層材料に応用可能な独創的技術の調査とその実用化研究などを行っております。さらに、R&D Div.の研究開発拠点として、Nano-Science & Technology Centerを米国テキサス州ダラスに開設しました。近未来の新製品創出に向けて、ナノカーボン材料の一つであるカーボンナノチューブのシート化技術開発とその応用開発に取り組んでおります。

当連結会計年度における当社グループ全体での研究開発費の総額は6,771百万円となりました。

なお、セグメント別の主な研究開発活動の状況は次のとおりです。

(印刷材・産業工材関連)

### (1) 印刷・情報材料分野

環境対応製品として、再生PET樹脂使用比率80%以上のPETフィルムから成るラベル素材を新たに開発しました。メカニカルリサイクルと呼ばれる再生処理方法を用いた再生PETを利用したもので、環境配慮をコンセプトとするラベル素材の新アイテムとして展開を始めています。

### (2) 産業工業材料分野

自動車の窓ガラスに高級感のある風合いを付与するとともに、ガラス破損時の破片の飛散防止対策としても効果を発揮するカーフィルムを開発しました。この製品は、可視光線域に近い1900nm～1,200nmの波長領域をカットし、高い透明性を維持しながら優れた断熱効果を発現します。

産業機械関連では、当社の主力製品である粘着ラベルを自動貼りするラベリングシステムの開発を中心に行っており、当期は物流・通販業界向け「半自動梱包&宛名用ラベリング装置」、「フルカラープリンター搭載ラベリング装置」を開発しました。

その他の研究開発活動を含め、当セグメントの研究開発費は2,175百万円となりました。

(電子・光学関連)

### (1) 半導体関連材料分野

LSIチップの薄型化を可能にするDBG(Dicing Before Grinding)システムとダイシング・ダイボンディングテープ機能を有するLEテープを融合したDBG+LEシステムの開発を進め、LSIチップの多積層化と、従来のHDDに代わるソリッドステートドライブ(SSD)への適応等、LSIパッケージの高密度化に貢献しています。

電子装置関連では、半導体後工程でのウェーハ・バックグラインド工程用テープやウェーハ・ダイシング工程用テープを効率良く使用するためのアプリケーション装置開発を中心に行っています。当期はパワーデバイスおよびTSVプロセスのウェーハ表面上の凹凸にも対応可能な真空ラミネーターを新たに開発しました。また、BGテープを使用せずに極薄ウェーハを処理できるマルチウェーハマウンターの新機種を開発、発売しました。

### (2) 光学機能材料分野

偏光板用やタッチパネル用の光学粘着シートやガラス飛散防止対策フィルムといったモバイル用粘着剤開発を継続しています。また、独自の光学設計によって拡散領域を制御する特殊な光拡散フィルムは、顧客要求にマッチした特性にカスタマイズすることで優位性が高まり、ディスプレイやサイネージ用途での採用が期待されています。これら製品の拡販を目指すとともに、新たな機能性粘着剤・コーティングの開発を継続しています。

その他の研究開発活動を含め、当セグメントの研究開発費は3,540百万円となりました。

## (洋紙・加工材関連)

特殊紙関連では、和紙調ファンシーペーパーの新色として、日本の四季をイメージした淡いパステル調の4色を開発しました。また、撥水封筒用紙の開発を進めました。

剥離材関連では、これまで環境対応製品の拡充を目指し、無溶剤型剥離紙処方の開発を推進してきました。これに加え、剥離フィルム処方についても、希釈に用いる有機溶剤の使用量を大幅に削減した製品を新たに発売しました。また、電子デバイス製造用工程フィルムで使用される帯電防止処方についても見直しを行い、基材密着性に優れ、さまざまな剥離処方と組み合わせ可能な改良処方を確立しました。

その他の研究開発活動を含め、当セグメントの研究開発費は1,055百万円となりました。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されており、文中における見通しに関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

## 1 財政状態の分析

## (資産)

当連結会計年度末の総資産は237,444百万円となり、前連結会計年度末に比べて12,371百万円の増加となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「現金及び預金」の増加	10,847百万円
・「たな卸資産」の増加	1,588百万円
・「繰延税金資産」の減少	2,405百万円
・「退職給付に係る資産」の増加	1,457百万円

## (負債)

当連結会計年度末の負債は65,770百万円となり、前連結会計年度末に比べて6,692百万円の減少となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「退職給付に係る負債」の減少	8,521百万円
-----------------	----------

## (純資産)

当連結会計年度末の純資産は171,674百万円となり、前連結会計年度末に比べて19,063百万円の増加となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「利益剰余金」の増加	11,866百万円
・「為替換算調整勘定」の増加	6,020百万円

## 2 経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」のセグメント別の概況に記載のとおりです。この結果、売上高は207,255百万円（前年同期比2.0%増）となりました。

売上総利益は、円安によるパルプ価格の上昇や原燃料価格の高騰などがあつたものの、売上高の増加などにより50,133百万円（同10.8%増）となりました。

営業利益は、アセアン地域などの販売子会社を新たに連結に含めたことなどにより、16,881百万円（同22.6%増）となりました。

経常利益は、円安により為替差益が前年同期と比べ増加したことなどにより、17,901百万円（同36.0%増）となりました。

税金等調整前当期純利益は17,555百万円（同36.3%増）、税効果会計適用後の法人税等負担額は5,899百万円、当期純利益は11,659百万円（同37.1%増）となりました。

### 3 キャッシュ・フローの分析

当期のキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

### 4 今後の方針と見通しについて

平成28年3月期の世界経済見通しにつきましては、米国は個人消費の堅調な推移や雇用の改善を背景に回復が続くと見込まれるものの、欧州の金融不安や中国を中心とした新興国では景気の拡大テンポが一段と緩やかになることが懸念されるなど、世界経済の先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。一方、我が国においては、雇用・所得環境の改善や輸出企業を中心とした企業業績の改善などにより、緩やかながらも回復していくことが期待されます。

このような状況の中、当社グループでは平成26年4月から平成29年3月までの3か年を対象とする中期経営計画「LIP-2016」を策定し、「攻めの経営と間断なきイノベーションで成長軌道を取り戻す」という基本方針のもと、平成28年3月期の連結業績予想の売上高2,200億円(6.1%増)、営業利益185億円(9.6%増)、経常利益183億円(2.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益127億円(8.9%増)を達成するため、各重点テーマについて積極果敢に取り組んでまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、当企業集団全体で7,754百万円実施しました。その主な内容は次のとおりであります。

- 1 研究所において、新棟建設に着手しました。
- 2 三島工場において、建物耐震化・調整工程合理化工事に着手しました。
- 3 新宮事業所において、フィルム粘着塗工設備の増設工事に着手しました。
- 4 LINTEC (THAILAND) CO., LTD.において、フィルム粘着塗工設備の増設工事に着手しました。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業 員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都板橋区) (注)2		建物等	1,081	65	1,567 (17)	78	35	2,829	166
飯田橋オフィス (東京都文京区) 他東日本地区3支店	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連 洋紙・加工材関連	建物等	206	259	138 (2)	45	9	659	309
大阪支店 (大阪市西区) 他西日本地区5支店	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連 洋紙・加工材関連	建物等	145	10	69 (2)		10	236	166
吾妻工場 (群馬県吾妻郡東吾妻 町)	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連	生産設備	4,787	2,034	929 (86)	8	131	7,890	307
熊谷工場 (埼玉県熊谷市)	洋紙・加工材関連	生産設備	2,343	3,271	283 (116)	2	19	5,919	314
東京リンテック加工 (埼玉県蕨市) (注)4	印刷材・産業工材 関連	生産設備	867	345	33 (15)	1	4	1,252	
千葉工場 (千葉県匝瑳市)	印刷材・産業工材 関連	生産設備	862	470	594 (22)	23	15	1,966	87
龍野工場 (兵庫県たつの市)	印刷材・産業工材 関連	生産設備	1,899	1,279	381 (40)	60	32	3,653	149
新宮事業所 (兵庫県たつの市) (注)3	電子・光学関連	生産設備	1,426	1,012	391 (9) [3]	24	31	2,886	166
三島工場 (愛媛県四国中央市)	洋紙・加工材関連	生産設備	3,073	3,368	1,867 (110)	98	27	8,435	278
小松島工場 (徳島県小松島市) (注)3	洋紙・加工材関連	生産設備	221	847	[25]		12	1,080	83
伊奈テクノロジー センター (埼玉県北足立郡 伊奈町)	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連	生産設備	611	95	598 (6)	26	15	1,347	118
研究所 (埼玉県蕨市) (埼玉県さいたま市)	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連 洋紙・加工材関連	研究開発 設備	962	176	892 (9)	19	66	2,117	247

(2) 国内子会社

平成27年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
富士 ライト(株)	神奈川県 南足柄市	印刷材・産 業工材関連 洋紙・加工 材関連	加工設備	23	20	6 (0)	11	1	63	49

(3) 在外子会社

平成27年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
MADICO, INC.	アメリカ	印刷材・産 業工材関連	生産設備	456	689	179 (35)		37	1,363	264
琳得科(天津) 実業有限公司 (注)3	中国	印刷材・産 業工材関連	生産設備	201	37	[10]		16	254	95
普林特科(天 津)標籤有限公 司(注)3	中国	印刷材・産 業工材関連	生産設備	346	336	[4]	12	19	715	90
琳得科(蘇州) 科技有限公司 (注)3	中国	印刷材・産 業工材関連 洋紙・加 工材関連	生産設備	1,365	1,288	[70]		59	2,714	210
LINTEC SPECIALITY FILMS (TAIWAN), INC. (注)3	台湾	電子・ 光学関連	生産設備	531	544	[10]		70	1,147	92
LINTEC SPECIALITY FILMS (KOREA), INC. (注)3	韓国	電子・ 光学関連	生産設備	18	365	15 (0) [5]		13	413	124
LINTEC KOREA, INC. (注)3	韓国	電子・ 光学関連	生産設備	1,556	109	[50]	5	50	1,721	76
PT. LINTEC INDONESIA	インドネシ ア	印刷材・産 業工材関連	生産設備	263	438	174 (43)		117	993	316
LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK) SDN. BHD. (注)3	マレーシア	電子・ 光学関連	生産設備	28	9	[2]	4	1	43	23
LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA) SDN. BHD. (注)3	マレーシア	電子・ 光学関連	生産設備	548	249	[32]		11	809	93
LINTEC (THAILAND) CO., LTD.	タイ	印刷材・産 業工材関連 洋紙・加 工材関連	生産設備	1,136	1,400	825 (47)		109	3,472	96

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。  
 2 連結子会社以外への主要な賃貸設備(建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地)を含んでおります。  
 3 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は240百万円であります。賃借している土地の面積につい  
 ては、[ ]で外書きしております。  
 4 東京リンテック加工(株)(非連結子会社)が使用している設備であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	投資予算額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	研究所 (埼玉県 さいたま市)	印刷材・産業工材 関連 電子・光学関連 洋紙・加工材関連	研究開発 設備	6,000	2,986	自己資金	平成25年 7月	平成27年 9月
提出会社	三島工場 (愛媛県 四国中央市)	洋紙・加工材関連	生産設備	2,100	397	自己資金	平成26年 9月	平成29年 12月
提出会社	新宮事業所 (兵庫県 たつの市)	電子・光学関連	生産設備	2,900	262	自己資金	平成26年 12月	平成27年 11月
LINTEC (THAILAND) CO.,LTD.	タイ チャチェンサオ 県	印刷材・ 産業工材関連	生産設備	1,150	98	自己資金	平成26年 7月	平成27年 10月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	76,564,240	76,564,240	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あります。 単元株式数は100株でありま す。
計	76,564,240	76,564,240		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

##### 平成18年度第1回新株予約権(株式報酬型)

取締役会決議(平成18年8月10日)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	49(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月26日～ 平成38年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2,3	同左

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。</p> <p>の期間に関わらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が平成37年8月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成37年8月26日～平成38年8月25日</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成19年度第1回新株予約権（株式報酬型）

取締役会決議（平成19年8月9日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数(個)	45(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月25日～ 平成39年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。 の期間に関わらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。 ・新株予約権者が平成38年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成38年8月25日～平成39年8月24日	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数（付与株式数）は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
 再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成20年度第1回新株予約権（株式報酬型）

取締役会決議（平成20年8月8日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数(個)	79（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月26日～ 平成40年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 （注）2, 3	同左

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。</p> <p>の期間に関わらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が平成39年8月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成39年8月26日～平成40年8月25日</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成21年度第1回新株予約権（株式報酬型）

取締役会決議（平成21年8月7日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数(個)	120(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日～ 平成41年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2、3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。 この期間に関わらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。 ・新株予約権者が平成40年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成40年8月25日～ 平成41年8月24日	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

- (注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
 再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成22年度第1回新株予約権（株式報酬型）

取締役会決議（平成22年8月9日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数(個)	109（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月25日～ 平成42年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額（注）2、3	同左

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。</p> <p>の期間に関わらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。</p> <p>・新株予約権者が平成41年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合                      平成41年8月25日～平成42年8月24日</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
 再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
 (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成23年度第1回新株予約権（株式報酬型）

取締役会決議（平成23年8月9日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数(個)	76（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月25日～ 平成43年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額（注）2、3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。</p> <p>の期間に関わらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が平成42年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成42年8月25日～平成43年8月24日</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式の数（付与株式数）は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に

沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
 再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成24年度第1回新株予約権(株式報酬型)

取締役会決議(平成24年8月8日)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	145(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月24日~ 平成44年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,204 資本組入額 (注)2、3	同左

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。</p> <p>の期間にかかわらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。</p> <p>・新株予約権者が平成43年8月23日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成43年8月24日～平成44年8月23日</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権 1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成25年度第1回新株予約権（株式報酬型）

取締役会決議（平成25年8月7日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数(個)	220（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月23日～ 平成45年8月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,596 資本組入額 （注）2、3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。</p> <p>の期間にかかわらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が平成44年8月22日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成44年8月23日～平成45年8月22日</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式の数（付与株式数）は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直

前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 上記（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成26年度第1回新株予約権（株式報酬型）

取締役会決議（平成26年8月6日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数(個)	183（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月22日～ 平成27年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,826 資本組入額 （注）2、3	同左

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。</p> <p>の期間にかかわらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。</p> <p>・新株予約権者が平成45年8月21日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合                      平成45年8月22日～平成46年8月21日</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1 に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 上記(注) 2 に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注)	5,746,260	76,564,240	2,901	23,201	2,896	26,816

(注) 転換社債の株式への転換による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		47	26	299	241	3	5,630	6,246	
所有株式数 (単元)		116,759	5,708	258,665	215,264	15	168,727	765,138	50,440
所有株式数 の割合(%)		15.26	0.75	33.81	28.13	0.00	22.05	100.00	

(注) 1 自己株式 4,428,615株は、「個人その他」に44,286単元、「単元未満株式の状況」に15株含めて記載しております。

2 自己株式の株主名簿上の株式数と実保有残高数は同一であります。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
日本製紙株式会社	東京都北区王子1丁目4番1号	217,377	28.39
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	32,585	4.25
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	22,952	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	18,097	2.36
庄司 たみ江	東京都文京区	17,969	2.34
塩 飽 恵以子	東京都港区	15,435	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	14,481	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	13,612	1.77
CBNY - GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	10,054	1.31
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	GLOBAL CUSTODY, 32ND FLOOR ONE WALL STREET, NEW YORK NY 10286, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	9,771	1.27
計		372,336	48.63

- (注) 1 上記のほか、自己株式が44,286百株(5.78%)あります。  
 2 百株未満は切り捨てて表示しております。  
 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式はすべて信託業務に係る株式であります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,428,600		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 61,500		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,023,700	720,237	同上
単元未満株式	普通株式 50,440		同上
発行済株式総数	76,564,240		
総株主の議決権		720,237	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、熊谷産業株式会社所有の相互保有株84株および当社所有の自己株式15株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) リンテック株式会社	東京都板橋区 本町23番23号	4,428,600		4,428,600	5.78
(相互保有株式) 熊谷産業株式会社	埼玉県熊谷市 万吉3724番地1	59,500		59,500	0.07
桜井株式会社	東京都台東区池之端 1丁目2番18号	2,000		2,000	0.00
計		4,490,100		4,490,100	5.86

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当該制度は、会社法に基づき平成18年8月10日の取締役会において決議されたものであります。  
 当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年8月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

当該制度は、会社法に基づき平成19年8月9日の取締役会において決議されたものであります。  
 当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

当該制度は、会社法に基づき平成20年8月8日の取締役会において決議されたものであります。  
当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年8月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

当該制度は、会社法に基づき平成21年8月7日の取締役会において決議されたものであります。  
当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

当該制度は、会社法に基づき平成22年8月9日の取締役会において決議されたものであります。  
当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

当該制度は、会社法に基づき平成23年8月9日の取締役会において決議されたものであります。  
当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

当該制度は、会社法に基づき平成24年8月8日の取締役会において決議されたものであります。  
当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年8月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

当該制度は、会社法に基づき平成25年8月7日の取締役会において決議されたものであります。  
当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

当該制度は、会社法に基づき平成26年8月6日の取締役会において決議されたものであります。  
当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成26年 8 月 6 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,079	2,676,103
当期間における取得自己株式	184	547,892

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(買増し制度による売却)				
その他(新株予約権の権利行使)	8,900	15,555,556		
保有自己株式数	4,428,615		4,428,799	

(注) 当期間における処理及び保有自己株式数には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社の利益配分の基本方針は、株主への利益還元の充実を経営上の最重要課題の一つと位置づけており、利益配分につきましては、経営基盤の強化を図りつつ、各事業年度の連結業績を勘案し、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本といたします。内部留保資金につきましては、財務基盤の強化ならびに将来の企業価値向上のための生産設備や研究開発投資などに有効に活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。また、配当の決定機関は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成26年11月10日 取締役会決議	1,587	22
平成27年5月8日 取締役会決議	1,875	26

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第117期	第118期	第119期	第120期	第121期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	2,464	2,455	1,933	2,157	3,070
最低(円)	1,557	1,261	1,283	1,639	1,813

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年 10月	11月	12月	平成27年 1月	2月	3月
最高(円)	2,344	2,576	2,750	2,688	2,860	3,070
最低(円)	2,087	2,335	2,511	2,498	2,527	2,839

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性15名 女性1名（役員のうち女性の比率6.25%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長 (代表取締役)		大内 昭彦	昭和20年1月2日生	昭和42年3月 当社入社 平成6年4月 当社名古屋支店長 平成10年3月 当社生産本部龍野工場長 平成12年6月 当社取締役 生産本部龍野工場長 平成14年5月 当社取締役 生産本部長 平成14年6月 当社常務取締役 生産本部長 平成16年6月 当社代表取締役社長 平成23年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成26年4月 当社代表取締役会長〔現任〕	(注) 3	330
取締役社長 (代表取締役)	社長執行役員	西尾 弘之	昭和29年10月18日生	昭和53年4月 当社入社 平成20年6月 当社経営企画室長代理 平成22年6月 当社取締役 経営企画室長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画室長兼CSR推進室長 平成26年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 〔現任〕	(注) 3	131
取締役	副社長執行役員 管理本部長兼経営企画室長	浅井 仁	昭和23年3月7日生	昭和60年2月 当社入社 平成8年6月 当社管理本部経理部長 平成14年6月 当社取締役 管理本部副本部長兼 経理部長 平成18年6月 当社常務取締役 管理本部長 平成20年6月 当社専務取締役 経営企画室長兼 管理本部長兼経理部長 平成23年6月 当社取締役 専務執行役員 管理本部長兼総務・人事本部管掌 平成25年4月 当社取締役 副社長執行役員 管理本部長兼総務・人事本部管掌 平成26年4月 当社取締役 副社長執行役員 管理本部長兼経営企画室長兼 総務・人事本部管掌 平成27年4月 当社取締役 副社長執行役員 管理本部長兼経営企画室長〔現任〕	(注) 3	169
取締役	副社長執行役員 事業統括本部長	川崎 茂	昭和24年12月24日生	昭和47年4月 当社入社 平成11年11月 当社東京支店LVIP営業部長 平成16年4月 当社事業統括本部印刷・情報材事業部門 長 平成17年6月 当社取締役 事業統括本部印刷・情報材 事業部門長 平成20年6月 当社専務取締役 事業統括本部長兼 印刷・情報材事業部門長 平成23年6月 当社取締役 専務執行役員 事業統括本部長 平成25年4月 当社取締役 副社長執行役員 事業統括本部長〔現任〕	(注) 3	167
取締役	専務執行役員 生産本部長兼品質・環境統括本 部管掌	小山 貢二	昭和26年11月5日生	昭和51年3月 当社入社 平成9年4月 PT. LINTEC INDONESIA工場長（出向） 平成13年4月 当社生産本部熊谷工場加工紙製造部長 平成15年1月 当社生産本部千葉工場長 平成17年3月 当社生産本部副本部長兼生産統括部長 平成20年6月 当社取締役 生産本部長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 生産本部長兼品質・環境統括本部管掌 平成25年4月 当社取締役 専務執行役員 生産本部長兼品質・環境統括本部管掌 〔現任〕	(注) 3	122

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	常務執行役員 事業統括本部副 本部長兼オプ ティカル材事業 部門長兼生産本 部新宮事業所管 掌	江 部 和 義	昭和28年 1月26日生	昭和50年 3月 当社入社 平成16年 6月 当社技術統括本部研究所長 平成20年 6月 当社取締役 技術統括本部副本部長兼 研究所長兼知的財産部長 平成23年 6月 当社常務執行役員 技術統括本部 副本部長兼研究所長 平成25年 4月 当社常務執行役員 事業統括本部オプ ティカル材事業部門長兼生産本部新宮 事業所担当 平成25年 6月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部オプティカル材事業部門 長兼生産本部新宮事業所管掌 平成27年 4月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部副本部長兼オプティカル 材事業部門長兼生産本部新宮事業所 管掌〔現任〕	(注) 3	127
取締役	常務執行役員 事業統括本部副 本部長	中 村 孝	昭和28年12月23日生	昭和51年 4月 当社入社 平成16年10月 当社生産本部熊谷工場洋紙製造部長 平成21年10月 当社事業統括本部洋紙事業部門長兼 東京洋紙営業部長 平成23年 6月 当社執行役員 事業統括本部洋紙事業 部門長兼加工材事業部門担当 平成25年 4月 当社常務執行役員 事業統括本部洋紙 事業部門長兼加工材事業部門担当 平成25年 6月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部洋紙事業部門長兼加工材 事業部門管掌 平成27年 4月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部副本部長〔現任〕	(注) 3	81
取締役	常務執行役員 琳得科(蘇州) 科技有限公司董 事長兼総経理	川 村 悟 平	昭和31年 1月12日生	昭和54年 4月 当社入社 平成17年10月 当社生産本部熊谷工場加工紙製造部長 平成18年 6月 当社生産本部熊谷工場洋紙製造部長 平成21年 9月 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼 総経理(出向) 平成23年 6月 当社執行役員 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼 総経理(出向) 平成26年 4月 当社常務執行役員 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼 総経理(出向) 平成27年 6月 当社取締役 常務執行役員 琳得科(蘇州)科技有限公司董事長兼 総経理(出向)〔現任〕	(注) 3	59
取締役	常務執行役員 総務・人事本 部長	望 月 経 利	昭和33年 5月12日生	昭和58年 1月 当社入社 平成18年 6月 当社総務・人事本部総務・法務部長兼 人事部長 平成23年 6月 当社執行役員 総務・人事本部長兼総務・法務部長兼 人事部長 平成26年 4月 当社常務執行役員 総務・人事本部長兼人事部長 平成26年10月 当社常務執行役員 総務・人事本部長 平成27年 6月 当社取締役 常務執行役員 総務・人事本部長〔現任〕	(注) 3	62

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	執行役員 事業統括本部産業工材事業部門長	森川 秀二	昭和30年12月30日生	昭和54年4月 平成18年10月 平成21年10月 平成25年4月 平成27年6月 当社入社 当社事業統括本部産業工材事業部門 産業材営業部長 当社事業統括本部産業工材事業部門長 当社執行役員 事業統括本部産業工材事業部門長 当社取締役 執行役員 事業統括本部産業工材事業部門長 〔現任〕	(注) 3	85
取締役	執行役員 事業統括本部アドバンストマテリアルズ事業部門長	服部 真	昭和32年10月12日生	昭和55年4月 平成17年10月 平成21年10月 平成23年10月 平成26年4月 平成27年6月 当社入社 当社事業統括本部アドバンストマテリアルズ事業部門半導体材料部長 当社事業統括本部アドバンストマテリアルズ事業部門長兼半導体材料部長 当社事業統括本部アドバンストマテリアルズ事業部門長 当社執行役員 事業統括本部アドバンストマテリアルズ事業部門長 当社取締役 執行役員 事業統括本部アドバンストマテリアルズ事業部門長〔現任〕	(注) 3	41
取締役		佐藤 信一	昭和28年11月13日生	昭和53年4月 平成15年4月 平成17年6月 平成18年10月 平成20年6月 平成21年2月 平成22年6月 平成23年5月 平成23年6月 平成24年6月 平成25年4月 平成26年6月 十條製紙株式会社 入社 日本製紙株式会社 出版営業部長 同社参与 洋紙営業本部長代理兼 出版・直需営業部長 同社参与 洋紙営業本部長代理 同社取締役 洋紙営業本部長代理 同社取締役 洋紙営業本部長代理兼 業務総括部長 同社取締役 海外販売本部長 同社取締役 洋紙営業本部長代理 同社取締役 印刷・情報用紙営業 本部長代理 当社社外取締役〔現任〕 日本製紙株式会社 常務取締役 印刷・情報用紙営業本部長 同社常務執行役員 印刷用紙営業本部長兼情報用紙営業 本部長 同社常務執行役員 印刷用紙営業 本部長、国際販売統括部管掌〔現任〕	(注) 3	8
取締役 (監査等委員)		山本 敏夫	昭和23年12月27日生	昭和47年4月 平成18年10月 平成20年12月 平成22年6月 平成27年6月 当社入社 当社経営企画室主席調査役 当社参与 経営企画室主席調査役 当社監査役 当社取締役(監査等委員)〔現任〕	(注) 4	106

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)		野 沢 徹	昭和34年3月10日生	昭和56年4月 十條製紙株式会社 入社 平成17年6月 日本製紙株式会社 管理本部財務部長 平成20年2月 同社管理本部経理部長 平成20年6月 株式会社日本製紙グループ本社 (現日本製紙株式会社)経理部長 平成21年6月 日本製紙株式会社 管理本部代理兼 経理部長 株式会社日本製紙グループ本社 (現日本製紙株式会社)管理本部 代理兼経理部長 平成25年4月 日本製紙株式会社 執行役員 管理本部代理兼経理部長 平成26年6月 同社取締役 執行役員 企画本部長、関連企業担当〔現任〕 日本製紙クレシア株式会社 取締役 (非常勤)〔現任〕 当社社外監査役 当社社外取締役(監査等委員) 〔現任〕	(注)4	1
取締役 (監査等委員)		大 岡 哲	昭和26年4月24日生	昭和50年4月 日本開発銀行 入行 平成11年6月 同行設備投資研究所 副所長 平成14年5月 日本政策投資銀行(現 株式会社日本 政策投資銀行) 審議役 平成15年4月 日本大学総合科学研究所 教授 平成15年4月 慶應義塾大学環境情報学部 講師 平成15年4月 中央大学大学院商学研究科 講師 〔現任〕 平成16年8月 ビズネット株式会社 社外取締役 平成18年6月 リョービ株式会社 社外取締役 〔現任〕 平成19年6月 当社独立委員会 委員〔現任〕 平成24年6月 当社社外取締役 平成27年6月 当社社外取締役(監査等委員) 〔現任〕	(注)4	
取締役 (監査等委員)		大澤 加奈子	昭和45年12月22日生	平成10年4月 弁護士登録 梶谷総合法律事務所入所 〔現在に至る〕 平成17年10月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得 平成27年6月 当社社外取締役(監査等委員) 〔現任〕 当社独立委員会 委員〔現任〕	(注)4	
計			16名			1,489

- (注) 1 平成27年6月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。
- 2 取締役佐藤信一氏、野沢徹氏、大岡哲氏および大澤加奈子氏の各氏は、社外取締役であります。
- 3 監査等委員を除く取締役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。  
 委員長：山本敏夫 委員：野沢徹、大岡哲、大澤加奈子
- 6 当社は、経営の重要な意思決定を行う取締役会と業務の執行を行う執行役員とを分離し、併せて取締役会の員数を減少させ、取締役会の活性化、意思決定の迅速化を通して経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。  
 なお、監査等委員を除く取締役のうち10名は執行役員を兼務しており、取締役以外の執行役員は12名であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

##### イ 企業統治の体制

当社は、平成27年6月24日開催の第121期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。議決権のある監査等委員である取締役を置き、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実とさらなる経営の効率化を図る体制としております。

本移行により、当社は取締役会および監査等委員会を設置し、取締役16名（うち監査等委員4名）を選任しております。また、取締役のうち4名が社外取締役であります。

取締役会については、経営に関する重要な意思決定を行うため毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、迅速な意思決定に努めております。また、業務の執行を担う執行役員（取締役兼務者を含む）を中心とした経営会議も毎月1回開催し、各部門間の情報の共有を通じて、業務執行の効率化に努めております。

監査等委員会については、毎月1回開催し、当社の内部監査部門である監査室から報告された事項を中心に、モニタリング監査を実施いたします。監査等委員会は、取締役に対する職務の執行の妥当性・適法性監査を行うほか、一人ひとりの監査等委員は、取締役会における議決権の行使を通じて、取締役の職務の執行の監督の役割も担っております。

##### ロ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、平成27年6月24日開催の取締役会において以下の内容を決議いたしました

#### ・取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款を遵守し、かつ倫理観をもって行われるよう、当社は社是「至誠と創造」およびこれを基とした「行動規範」を定める。

法令および定款の遵守体制の実効性を確保するため、社長直轄組織の監査室は、「内部監査規程」に基づく監査を通じて、会社のすべての業務が法令、定款および社内規程に則り適性かつ妥当に実施されているかを調査・検証し、その結果を取締役に定期的に報告する。

#### ・取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存および管理については、法令により定められた文書を含めて文書の種類ごとにルールを取り決め、保存・管理する。

#### ・損失の危機の管理に関する規程その他の体制

部門ごとにマニュアル化を進め、運用の徹底を図ることにより、リスクを未然に回避あるいは低減の努力を行う。個別リスクについては都度、対応の検討と整備を進める。

災害時などの緊急時のために、通常業務によるリスク管理とは別に「全社統括危機管理規程」およびこれに基づく「BCMS（事業継続マネジメントシステム）」を定め、迅速に危機管理組織を立ち上げられる体制の整備に努める。

#### ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「業務分掌規程」に基づき各組織の役割分担に対応した取締役の担当職務を定めるとともに、執行役員制度の導入により、経営と執行の分離および意思決定の迅速化を図る。加えて、環境変化に対応できるように随時組織を見直し、必要に応じて組織横断的な委員会を随時発足させるなどにより、職務執行の効率性の維持を図る。

#### ・当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社業務規程」に基づき、当社の各主管部門が当社グループ各社の業務統制を行うことにより、グループ全体としての業務の適正の維持に努める。

「関係会社業務規程」に基づき、グループ各社から定期的にまたは必要に応じ、業績、リスクその他の重要な報告を受ける体制の整備に努め、当社は、必要に応じ、適切な部門から経営管理・サポートを行い、グループ各社における経営の効率化を推進する。

グループ各社が法令、定款に適合することを確保するため、各社の内部監査体制による監査の実施および当社の監査室による監査を実施する。

#### ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員会監査の実効性をより一層高め、かつ監査職務をさらに円滑に遂行するための体制を確保するため、監査等委員会の業務を補助する監査等委員会事務局を設置して、その任に当たらせる。

監査等委員会事務局スタッフへの人事異動・人事評価・懲戒処分は監査等委員会の同意を得なければならぬものとする。また、監査等委員会事務局スタッフへの指示命令は監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）が行うものとし、監査等委員から受けた当該指示命令については、当該監査等委員の職務に必要でないものを除き、取締役、他の使用人の指揮命令は受けないこととする。

- ・ 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループのすべての取締役・従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、当社監査等委員会に対して報告を行う。また、当社監査等委員会は当社グループのすべての取締役・従業員に対し、事業に関する報告を直接求めることができるものとする。

当社は「内部通報制度規程」および「グローバル内部通報制度規程」により、当社グループのすべての役員・従業員が利用できるヘルプラインを設置し、報告者が当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがない体制の維持に努める。なお、ヘルプラインを通じた内部通報があった場合は、監査等委員会へ報告する。

- ・ 監査等委員の職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査等委員会の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、その費用を負担する。

- ・ その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に会社の情報が障害なく入るための体制を確保する目的で、監査等委員を除く取締役、使用人のみならず会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士などからの情報も入る環境の整備に努め、代表取締役との定期的会合、経営会議、戦略会議などの重要会議への監査等委員の出席・意見陳述の場を制度として確保する。

## 八 リスク管理体制の整備の状況

当社は、「全社統括危機管理規程」を定め、リスクが発生した際に企業価値に与える影響および損害を最小限にとどめるための体制を整えております。また、情報の保存および管理については、「情報セキュリティ管理規程」、「営業秘密管理規程」を制定し、管理しております。なお、CSR推進室が中心となって、全社的なリスク評価を行っております。

## 二 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができ、社外取締役である佐藤信一氏、野沢徹氏、大岡哲氏及び大澤加奈子氏の4名と締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

## 内部監査及び監査等委員会監査

### イ 内部監査の状況

当社は内部監査部門として監査室を設置しており、その人員は6名であります。監査室は各部門、事業所、工場、関係子会社への監査を定期的実施し、業務執行のプロセスと結果について、適法性と社内規程との整合性を検証しております。

また、これらの内部監査に関する状況については、監査等委員会に対して随時報告し、監査結果に関する意見交換を行います。

### ロ 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役4名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。監査等委員会は内部統制システムを活用しながら監査室および会計監査人と連携し、必要な報告を受けるとともに、意見交換等を通じて、取締役の職務の執行の監査を行います。

また、各監査等委員は経営会議等に参加し、監査に必要な情報の入手を行い、取締役として取締役会に参加し、意見の陳述や決議への参加を通じて、取締役の職務の執行の監督を行います。

なお、監査等委員の山本敏夫氏は当社経営企画室などにおいて、野沢徹氏は日本製紙株式会社の管理部門において、それぞれ長年の経験を重ねてきていることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## 社外取締役

当社は、社外取締役として佐藤信一氏、野沢徹氏、大岡哲氏及び大澤加奈子氏の4名を選任しており、佐藤信一氏を除く3名は監査等委員であります。

### イ 各社外取締役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

佐藤信一氏と当社の間には特別の利害関係はありませんが、同氏が常務執行役員を務める日本製紙株式会社は当社の主要な取引先であり、同社と当社の間には、原材料等の仕入で2,336百万円、製品等の売上で134百万円の取引（いずれも平成27年3月期実績）が存在しております。また、同社は当社の主要な株主であり、平成27年3月末時点において21,737,792株（当社発行済株式総数の28.39%）を保有しております。

大岡哲氏と当社の間には特別の利害関係はありませんが、同氏は当社の大規模買付ルールにおいて定める独立委員会のメンバーであります。

野沢徹氏と当社の間には特別の利害関係はありませんが、同氏が取締役執行役員を務める日本製紙株式会社は当社の主要な取引先であり、同社と当社の間には、原材料等の仕入で2,336百万円、製品等の売上で134百万円の取引（いずれも平成27年3月期実績）が存在しております。また、同社は当社の主要な株主であり、平成27年3月末時点において21,737,792株（当社発行済株式総数の28.39%）を保有しております。

大澤加奈子氏と当社の間には特別の利害関係はありませんが、同氏は当社の大規模買付ルールにおいて定める独立委員会のメンバーであります。

### ロ 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能および役割

佐藤信一氏は、日本製紙株式会社の現役員として培ってきた豊富な知識・経験等を当社の経営に生かしていただくことができる人材であり、社外取締役として適任であります。

大岡哲氏は、政策金融における長年の経験や豊かな国際経験と専門的学識経験、さらには当社とは異なる業界における社外取締役として得られた知識・経験等を当社取締役会の監督機能強化に生かしていただくことができる人材であり、取締役である監査等委員として適任であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

野沢徹氏は、日本製紙株式会社の役員経験及び同社管理部門における長年の業務経験において得られた知識・経験等を当社取締役会の監督機能強化に生かしていただくことができる人材であり、取締役である監査等委員として適任であります。

大澤加奈子氏は、弁護士としての高度な法律知識および幅広い見識、さらには国内外の企業法務に携わることのできた知識・経験等を当社取締役会の監督機能強化に生かしていただくことができる人材であり、取締役である監査等委員として適任であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

### ハ 社外取締役の独立性に関する当社の考え方

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針を定めてはおりませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしております。また、就任は当社からの要請に基づくものであることから、経営の独立性は確保されていると認識しております。

### ニ 社外取締役による取締役の職務の執行の監督と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会へ出席し、議案審議などに必要かつ有効な発言を適宜行っているほか、内部監査部門、会計監査人と連携をとり取締役の職務の執行を監督しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬型ス tockオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	474	341	21	111	10
監査役 (社外監査役を除く。)	36	36			2
社外役員	16	16			5

ロ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

(1)取締役(監査等委員を除く)の報酬

基本報酬、株式報酬型ストックオプション及び賞与の取締役(監査等委員を除く)の報酬は、それぞれ株主総会で決議された額の範囲内で、個々の取締役(監査等委員を除く)の職務と責任をもとに、「取締役報酬内規」に基づき、取締役会で決定することにしております。なお、評価報酬諮問会議が必要に応じ取締役(監査等委員を除く)の評価、報酬の決定に関して代表取締役社長に助言および提言を行っております。

(2)監査等委員の報酬

監査等委員の報酬は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、個々の監査等委員の職務と責任をもとに、「取締役報酬内規」に基づき、監査等委員会で決定することにしております。

なお、当社は、平成27年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、役員の報酬等の額の決定に関する方針を上記のとおり変更しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 70銘柄  
 貸借対照表計上額の合計額 2,750百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東レ(株)	1,160	791	取引関係の強化
フジプレミアム(株)	936	348	同上
アマノ(株)	224	239	同上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	159	90	同上
日本合成化学工業(株)	76	56	同上
(株)キングジム	76	54	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	206	42	同上
綜研化学(株)	35	35	同上
明治ホールディングス(株)	5	32	同上
朝日印刷(株)	10	25	同上
(株)イムラ封筒	150	23	同上
小津産業(株)	14	20	同上
(株)有沢製作所	35	19	同上
東亜合成(株)	36	16	同上
アステラス製薬(株)	2	13	同上
(株)リヒトラブ	71	12	同上
大日本印刷(株)	10	10	同上
日本写真印刷(株)	7	10	同上
キャノンマーケティングジャパン(株)	6	9	同上
(株)サンリオ	2	9	同上
日本紙パルプ商事(株)	23	8	同上
野崎印刷紙業(株)	58	7	同上
(株)高速	7	7	同上
(株)きもと	10	7	同上
大倉工業(株)	21	6	同上
井村屋グループ(株)	11	6	同上
コニカミノルタ(株)	7	6	同上
旭硝子(株)	8	4	同上
(株)カナデン	6	4	同上
江崎グリコ(株)	3	4	同上

(注) 上記のうち上位3銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金の100分の1を超えております。

(当事業年度)

## 特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東レ(株)	1,160	1,168	取引関係の強化
フジプレミアム(株)	936	352	同上
アマノ(株)	224	323	同上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	159	118	同上
明治ホールディングス(株)	5	73	同上
(株)キングジム	76	62	同上
日本合成化学工業(株)	76	60	同上
(株)イムラ封筒	150	44	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	206	43	同上
綜研化学(株)	35	42	同上
(株)有沢製作所	35	36	同上
小津産業(株)	14	35	同上
朝日印刷(株)	10	23	同上
(株)リヒトラブ	127	23	同上
アステラス製薬(株)	11	21	同上
東亜合成(株)	36	20	同上
日本写真印刷(株)	8	18	同上
キャノンマーケティングジャパン(株)	6	16	同上
大日本印刷(株)	10	12	同上
(株)サンリオ	2	8	同上
コニカミノルタ(株)	7	8	同上
野崎印刷紙業(株)	58	7	同上
日本紙パルプ商事(株)	23	7	同上
大倉工業(株)	21	7	同上
江崎グリコ(株)	1	7	同上
(株)高速	7	7	同上
井村屋グループ(株)	11	6	同上
旭硝子(株)	8	6	同上
(株)きもと	20	5	同上
(株)カナデン	6	5	同上

(注) 上記のうち上位3銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金の100分の1を超えております。

#### 業務を執行した公認会計士に関する事項

公認会計士監査については、下記の指定有限責任社員の他、公認会計士14名、その他22名合計36名の会計監査業務に係る補助者によって、公正不偏な立場で実施されております。

氏名	所属する監査法人
井上 秀之	新日本有限責任監査法人
板谷 秀穂	同上

- (注) 1 継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。  
2 同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。  
3 補助者のその他は、公認会計士試験合格者他であります。

#### 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員を除く）は12名以内とする旨及び監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

#### 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

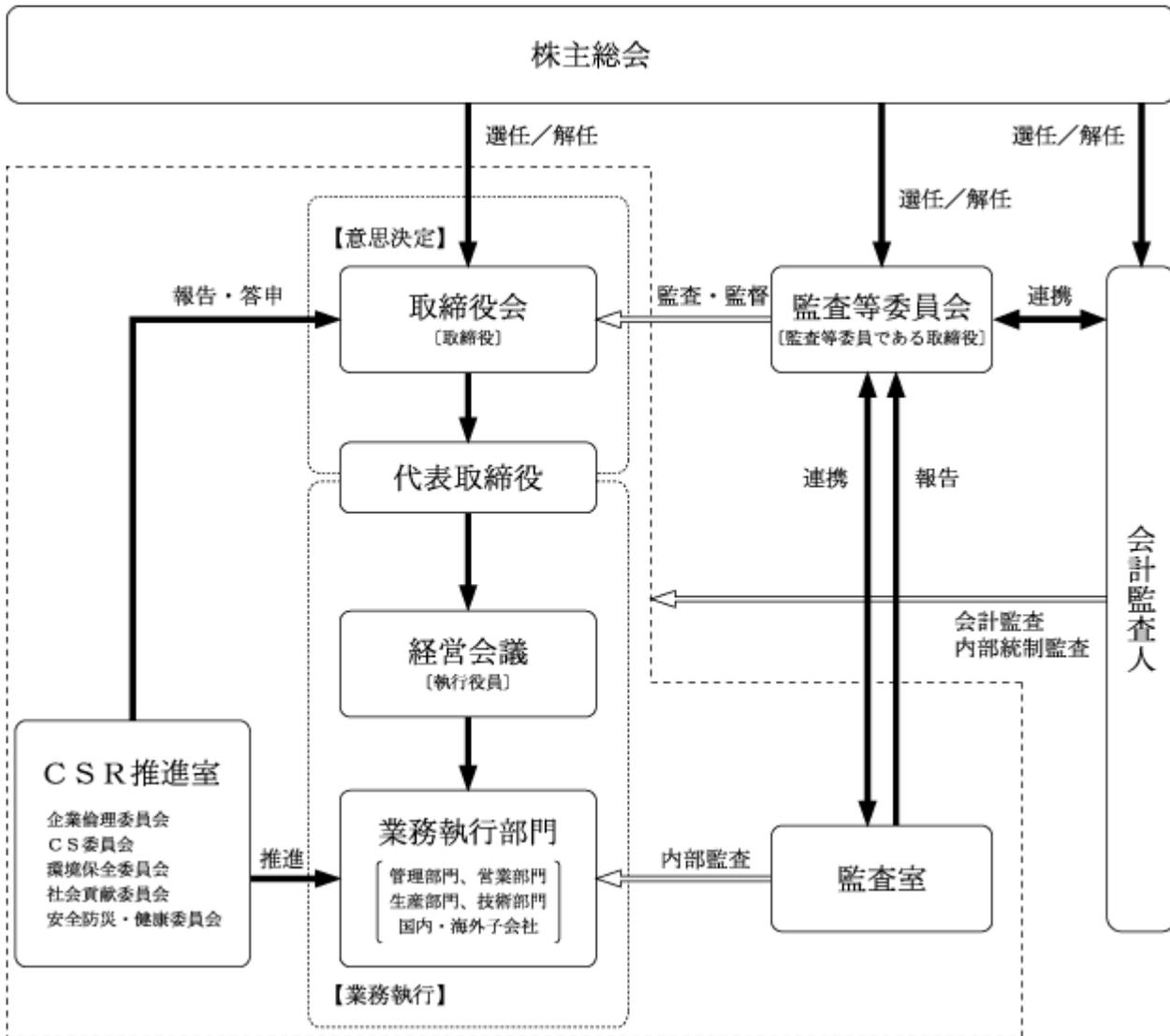
#### 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした内容

当社は、経営環境の変化に迅速に対応して経営諸施策を機動的に遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	82	6	84	
連結子会社				
計	82	6	84	

【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社である下記の12社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngに対して監査報酬を支払っています。

LINTEC SINGAPORE PRIVATE LIMITED  
 LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA) SDN.BHD.  
 LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK) SDN.BHD.  
 LINTEC EUROPE B.V.  
 LINTEC (THAILAND) CO.,LTD.  
 LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES (MALAYSIA) SDN.BHD.  
 LINTEC BKK PTE LIMITED  
 LINTEC VIETNAM CO.,LTD.  
 LINTEC HANOI VIETNAM CO.,LTD.  
 LINTEC INDIA PRIVATE LIMITED  
 PT. LINTEC JAKARTA  
 LINTEC KUALA LUMPUR SDN.BHD.

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「内部統制に係る助言業務」であります。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査予定日数等から見積もられた金額について、当社監査役会の承認を受け決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等について当社への影響を適切に把握するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加し、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,212	62,059
受取手形及び売掛金	63,488	64,094
たな卸資産	4 30,554	4 32,142
繰延税金資産	1,922	1,879
その他	2,308	2,944
貸倒引当金	89	103
流動資産合計	149,396	163,017
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	27,386	26,595
機械装置及び運搬具（純額）	21,829	19,299
土地	10,395	10,263
建設仮勘定	354	3,635
その他（純額）	1,490	1,710
有形固定資産合計	2 61,456	2 61,503
無形固定資産	2,794	2,538
投資その他の資産		
投資有価証券	1 3,594	1 3,313
退職給付に係る資産	366	1,823
繰延税金資産	5,940	3,578
その他	1,798	1,887
貸倒引当金	275	217
投資その他の資産合計	11,425	10,384
固定資産合計	75,676	74,427
資産合計	225,073	237,444

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	41,286	40,674
短期借入金	1,510	1,695
未払法人税等	2,594	3,413
役員賞与引当金	73	111
その他	9,355	11,164
流動負債合計	54,820	57,058
固定負債		
環境対策引当金	132	140
退職給付に係る負債	16,375	7,853
その他	1,133	717
固定負債合計	17,641	8,711
負債合計	72,462	65,770
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	23,201	23,201
資本剰余金	26,830	26,830
利益剰余金	104,771	116,638
自己株式	7,754	7,741
株主資本合計	147,048	158,928
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	355	832
為替換算調整勘定	5,236	11,256
退職給付に係る調整累計額	1,110	503
その他の包括利益累計額合計	4,482	11,586
新株予約権	148	166
少数株主持分	930	992
純資産合計	152,610	171,674
負債純資産合計	225,073	237,444

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
売上高	203,242	207,255
売上原価	158,005	157,122
売上総利益	45,236	50,133
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	5,041	5,250
貸倒引当金繰入額	53	15
給料及び手当	6,830	7,430
退職給付費用	507	396
役員賞与引当金繰入額	80	111
減価償却費	1,057	1,059
研究開発費	1 6,849	1 6,771
その他	11,157	12,215
販売費及び一般管理費合計	31,470	33,251
営業利益	13,766	16,881
営業外収益		
受取利息	261	335
受取配当金	59	55
受取賃貸料	52	55
固定資産売却益	39	45
為替差益	399	1,487
その他	305	369
営業外収益合計	1,118	2,349
営業外費用		
支払利息	13	21
固定資産除却損	379	388
支払補償費	938	753
その他	388	166
営業外費用合計	1,719	1,329
経常利益	13,165	17,901
特別利益		
固定資産売却益	2 21	2 259
子会社清算益	-	69
補助金収入	28	-
特別利益合計	49	329
特別損失		
減損損失	4 308	4 674
固定資産売却損	3 23	-
特別損失合計	332	674
税金等調整前当期純利益	12,883	17,555
法人税、住民税及び事業税	4,449	5,851
法人税等調整額	55	48
法人税等合計	4,394	5,899
少数株主損益調整前当期純利益	8,489	11,656
少数株主損失( )	12	2
当期純利益	8,501	11,659

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	8,489	11,656
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	140	476
為替換算調整勘定	9,221	5,885
在外子会社年金債務調整額	127	-
退職給付に係る調整額	-	595
その他の包括利益合計	1 9,489	1 6,958
包括利益	17,978	18,614
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	17,848	18,552
少数株主に係る包括利益	130	62

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,201	26,830	99,198	2,752	146,478
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,201	26,830	99,198	2,752	146,478
当期変動額					
剰余金の配当			2,838		2,838
当期純利益			8,501		8,501
自己株式の取得				5,001	5,001
自己株式の処分					
連結範囲の変動			90		90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			5,572	5,001	570
当期末残高	23,201	26,830	104,771	7,754	147,048

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	在外子会社 年金債務 調整額	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	213	3,843	213		3,843	113	822	143,569
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	213	3,843	213		3,843	113	822	143,569
当期変動額								
剰余金の配当								2,838
当期純利益								8,501
自己株式の取得								5,001
自己株式の処分								
連結範囲の変動								90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	142	9,080	213	1,110	8,326	35	108	8,469
当期変動額合計	142	9,080	213	1,110	8,326	35	108	9,040
当期末残高	355	5,236		1,110	4,482	148	930	152,610

当連結会計年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,201	26,830	104,771	7,754	147,048
会計方針の変更による 累積的影響額			2,725		2,725
会計方針の変更を反映 した当期首残高	23,201	26,830	107,497	7,754	149,774
当期変動額					
剰余金の配当			3,101		3,101
当期純利益			11,659		11,659
自己株式の取得				2	2
自己株式の処分		0		15	15
連結範囲の変動			583		583
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）					
当期変動額合計		0	9,140	12	9,153
当期末残高	23,201	26,830	116,638	7,741	158,928

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	在外子会社 年金債務 調整額	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	355	5,236		1,110	4,482	148	930	152,610
会計方針の変更による 累積的影響額								2,725
会計方針の変更を反映 した当期首残高	355	5,236		1,110	4,482	148	930	155,336
当期変動額								
剰余金の配当								3,101
当期純利益								11,659
自己株式の取得								2
自己株式の処分								15
連結範囲の変動								583
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	476	6,020		606	7,104	18	62	7,184
当期変動額合計	476	6,020		606	7,104	18	62	16,337
当期末残高	832	11,256		503	11,586	166	992	171,674

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,883	17,555
減価償却費	10,055	8,713
のれん償却額	70	76
負ののれん償却額	8	-
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	945	4,671
貸倒引当金の増減額（ は減少）	80	57
受取利息及び受取配当金	321	391
支払利息	13	21
有形固定資産売却損益（ は益）	24	300
有形固定資産除却損	331	325
売上債権の増減額（ は増加）	127	1,449
たな卸資産の増減額（ は増加）	1,133	30
仕入債務の増減額（ は減少）	3,136	2,090
投資有価証券売却損益（ は益）	0	0
環境対策引当金の増減額（ は減少）	-	7
減損損失	308	674
子会社清算損益（ は益）	-	69
その他	26	1,125
小計	20,004	20,086
利息及び配当金の受取額	302	397
利息の支払額	13	21
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	3,984	4,976
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,309	15,485

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	9,369	10,353
定期預金の払戻による収入	7,927	11,084
有形固定資産の取得による支出	5,508	6,299
有形固定資産の売却による収入	400	472
無形固定資産の取得による支出	139	195
投資有価証券の取得による支出	2	12
投資有価証券の売却による収入	3	0
子会社株式の取得による支出	29	0
子会社の清算による収入	-	105
貸付けによる支出	302	2
貸付金の回収による収入	3	34
その他	66	61
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,952	5,104
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	50	185
配当金の支払額	2,841	3,103
自己株式の取得による支出	5,001	2
リース債務の返済による支出	227	214
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,020	3,135
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,979	2,363
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,315	9,608
現金及び現金同等物の期首残高	40,739	44,992
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	19	1,449
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	83	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 44,992	1 56,050

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 32社

主要な連結子会社名

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、以下の8社について重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

LINTEC BKK PTE LIMITED  
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(PHILIPPINES), INC.  
LINTEC PHILIPPINES(PEZA), INC.  
LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(MALAYSIA)SDN.BHD.  
LINTEC VIETNAM CO.,LTD.  
LINTEC HANOI VIETNAM CO.,LTD.  
LINTEC INDIA PRIVATE LIMITED  
PT. LINTEC JAKARTA

また、当連結会計年度において新たに設立したLINTEC KUALA LUMPUR SDN.BHD.を、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名

リンテックサービス(株)  
東京リンテック加工(株)

非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社6社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

非連結子会社は上記6社であり、関連会社は大西物流(株)他3社であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、LINTEC(THAILAND)CO.,LTD.、LINTEC KOREA, INC.他27社の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、上記連結子会社29社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため、各社の事業年度の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ)たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。ただし、機械類については個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっており、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	3～17年

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(ハ)環境対策引当金

法令に基づいた有害物資の処理など、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間を個別に見積もることが可能な場合はその年数で、その他については5年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付

適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しをおこない、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が4,018百万円減少し、退職給付に係る資産が217百万円、利益剰余金が2,725百万円増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

1株当たり情報に与える影響は当該個所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式等

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,466百万円	530百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	136,979百万円	142,335百万円

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社及び連結子会社(LINTEC USA HOLDING, INC.、PT. LINTEC INDONESIA、LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA) SDN. BHD.、LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK) SDN. BHD.)は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	22,401百万円	23,386百万円
借入実行残高	1,100百万円	1,100百万円
差引額	21,301百万円	22,286百万円

4 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
商品及び製品	9,560百万円	10,714百万円
仕掛品	11,700百万円	11,678百万円
原材料及び貯蔵品	9,292百万円	9,749百万円

(連結損益計算書関係)

1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
一般管理費	6,849百万円	6,771百万円
当期製造費用	百万円	百万円
計	6,849百万円	6,771百万円

2 特別利益の「固定資産売却益」の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	21百万円	18百万円
土地	百万円	240百万円
計	21百万円	259百万円

3 特別損失の「固定資産売却損」の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
土地	23百万円	百万円
計	23百万円	百万円

4 減損損失

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

減損損失を認識した資産

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
粘着関連製品製造設備	群馬県吾妻郡東吾妻町	機械装置及び運搬具	153
		有形固定資産その他 計	1 155
紙関連製品製造設備	埼玉県熊谷市	機械装置及び運搬具	152
総合計			308

減損損失の認識に至った経緯

上記資産は老朽化や生産の停止などの理由により稼働停止、廃棄が予定されているため、当連結会計年度において減損損失を認識しました。

回収可能価額の算定方法

資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、稼働停止、廃棄の意思決定に基づき備忘価額をもって回収可能価額としております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

減損損失を認識した資産

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
従業員社宅	埼玉県熊谷市	建物及び構築物	46
		土地	197
		有形固定資産その他	0
		計	243
粘着関連製品製造設備	アメリカ マサチューセッツ州	機械装置及び運搬具	417
		有形固定資産その他	13
		計	430
総合計			674

減損損失の認識に至った経緯

従業員社宅は遊休状態にあり、今後の使用予定がなく売却を検討しておりますが、不動産の市場価格が下落していることから、当連結会計年度において減損損失を認識しました。

米国子会社のMADICO, INC.の粘着関連製品製造設備について、収益性の低下に伴い、当連結会計年度において減損損失を認識しました。

回収可能価額の算定方法

従業員社宅の回収可能価額は正味売却価額によっており、土地については不動産鑑定評価額から処分費用の見込額を控除した額をもって回収可能価額としております。また、その他の資産については備忘価額をもって回収可能価額としております。

粘着関連製品製造設備の回収可能価額は正味売却価額によっており、第三者による鑑定評価額をもって回収可能価額としております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	196百万円	642百万円
組替調整額	0百万円	0百万円
税効果調整前	196百万円	642百万円
税効果額	55百万円	165百万円
その他有価証券評価差額金	140百万円	476百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	9,221百万円	5,885百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	9,221百万円	5,885百万円
税効果額	百万円	百万円
為替換算調整勘定	9,221百万円	5,885百万円
在外子会社年金債務調整額		
当期発生額	62百万円	百万円
組替調整額	138百万円	百万円
税効果調整前	201百万円	百万円
税効果額	73百万円	百万円
在外子会社年金債務調整額	127百万円	百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	百万円	755百万円
組替調整額	百万円	202百万円
税効果調整前	百万円	958百万円
税効果額	百万円	362百万円
退職給付に係る調整額	百万円	595百万円
その他の包括利益合計	9,489百万円	6,958百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	76,564,240			76,564,240

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,869,676	2,566,760		4,436,436

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

平成26年2月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得	2,565,700株
単元未満株式の買取りによる増加	1,060株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	148

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月9日 取締役会	普通株式	1,269	17	平成25年3月31日	平成25年6月6日
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	1,568	21	平成25年9月30日	平成25年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,514	21	平成26年3月31日	平成26年6月6日

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	76,564,240			76,564,240

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,436,436	1,079	8,900	4,428,615

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,079株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 8,900株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	166

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月8日 取締役会	普通株式	1,514	21	平成26年3月31日	平成26年6月6日
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	1,587	22	平成26年9月30日	平成26年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,875	26	平成27年3月31日	平成27年6月8日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	51,212百万円	62,059百万円
預入期間が3ヵ月を 超える定期預金	6,219百万円	6,009百万円
現金及び現金同等物	44,992百万円	56,050百万円

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	93百万円	186百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース

リース資産の内容

・有形固定資産

生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、生産設備及び車両(機械装置及び運搬具)であります。

・無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	144百万円	241百万円
1年超	263百万円	273百万円
合計	407百万円	514百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については銀行からの借入によっております。デリバティブは、為替変動リスクなどを軽減する目的で利用しているのみであり、投機目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日及び残高管理を行い、回収懸念の軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、金融機関とコミットメント・ライン契約を締結しており、その用途は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、当社グループの稟議決裁に基づき実行され、その管理は管理本部担当取締役の管掌事項になっており、これに関する報告は、経営会議等にて行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	51,212	51,212	
(2) 受取手形及び売掛金	63,488	63,488	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,001	2,001	
(4) 支払手形及び買掛金	(41,286)	(41,286)	
(5) 短期借入金	(1,510)	(1,510)	
(6) 未払法人税等	(2,594)	(2,594)	

( ) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	62,059	62,059	
(2) 受取手形及び売掛金	64,094	64,094	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,656	2,656	
(4) 支払手形及び買掛金	(40,674)	(40,674)	
(5) 短期借入金	(1,695)	(1,695)	
(6) 未払法人税等	(3,413)	(3,413)	

( ) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成26年3月31日	平成27年3月31日
非上場株式	1,592	656

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	51,180
受取手形及び売掛金	63,488
合計	114,668

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	62,005
受取手形及び売掛金	64,094
合計	126,100

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,473	910	563
	債券			
	その他			
小計		1,473	910	563
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	528	576	47
	債券			
	その他			
小計		528	576	47
合計		2,001	1,486	515

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	2,163	976	1,187
	債券			
	その他			
小計		2,163	976	1,187
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	492	522	29
	債券			
	その他			
小計		492	522	29
合計		2,656	1,498	1,157

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (退職給付会計関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型制度として企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

国内連結子会社は退職一時金制度を、また、海外連結子会社は主として確定拠出型の制度及び退職一時金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	36,663百万円	36,788百万円
会計方針の変更による累積的影響額	百万円	4,235百万円
会計方針の変更を反映した期首残高	36,663百万円	32,552百万円
勤務費用	1,432百万円	1,539百万円
利息費用	506百万円	430百万円
数理計算上の差異の発生額	947百万円	203百万円
退職給付の支払額	1,197百万円	1,511百万円
外貨換算の影響による増減額	272百万円	247百万円
その他	56百万円	57百万円
退職給付債務の期末残高	36,788百万円	33,518百万円

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	18,165百万円	20,779百万円
期待運用収益	647百万円	711百万円
数理計算上の差異の発生額	1,720百万円	1,018百万円
事業主からの拠出額	768百万円	5,561百万円
退職給付の支払額	734百万円	776百万円
外貨換算の影響による増減額	211百万円	195百万円
年金資産の期末残高	20,779百万円	27,488百万円

(注) 当連結会計年度の「事業主からの拠出額」には、退職給付信託への拠出額5,000百万円が含まれております。

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	23,081百万円	32,818百万円
年金資産	20,779百万円	27,488百万円
	2,301百万円	5,330百万円
非積立型制度の退職給付債務	13,706百万円	699百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,008百万円	6,029百万円
退職給付に係る負債	16,375百万円	7,853百万円
退職給付に係る資産	366百万円	1,823百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,008百万円	6,029百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	1,432百万円	1,539百万円
利息費用	506百万円	430百万円
期待運用収益	647百万円	711百万円
数理計算上の差異の費用処理額	670百万円	487百万円
過去勤務費用の費用処理額	284百万円	284百万円
その他	32百万円	百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,711百万円	1,460百万円

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

2 企業年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
過去勤務費用	百万円	284百万円
数理計算上の差異	百万円	1,242百万円
合計	百万円	958百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,397百万円	1,112百万円
未認識数理計算上の差異	3,113百万円	1,895百万円
合計	1,715百万円	782百万円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
債券	40.9%	52.6%
株式	44.0%	20.1%
現金及び預金	11.7%	24.8%
その他	3.4%	2.5%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
割引率	主として1.3%	主として1.3%
長期期待運用収益率	主として3.5%	主として3.5%
予想昇給率	主として2.8%	主として2.8%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度125百万円、当連結会計年度144百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
売上原価	6百万円	3百万円
販売費及び一般管理費のその他	29百万円	29百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 8月10日	平成19年 8月 9日	平成20年 8月 8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 17名	当社取締役 17名	当社取締役 14名
株式の種類及び付与数	普通株式 10,500株	普通株式 9,300株	普通株式 9,800株
付与日	平成18年 8月25日	平成19年 8月24日	平成20年 8月25日
権利確定条件	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成18年 8月26日～ 平成38年 8月25日	平成19年 8月25日～ 平成39年 8月24日	平成20年 8月26日～ 平成40年 8月25日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年 8月 7日	平成22年 8月 9日	平成23年 8月 9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名	当社取締役 16名	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,000株	普通株式 14,100株	普通株式 7,600株
付与日	平成21年 8月24日	平成22年 8月24日	平成23年 8月24日
権利確定条件	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役の地位にあること
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成21年 8月25日～ 平成41年 8月24日	平成22年 8月25日～ 平成42年 8月24日	平成23年 8月25日～ 平成43年 8月24日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 8月 8日	平成25年 8月 7日	平成26年 8月 6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 12名	当社取締役 10名 当社執行役員 12名	当社取締役 10名 当社執行役員 12名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,900株	普通株式 22,000株	普通株式 18,300株
付与日	平成24年 8月23日	平成25年 8月22日	平成26年 8月21日
権利確定条件	新株予約権付与時において、当社の取締役及び執行役員の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役及び執行役員の地位にあること	新株予約権付与時において、当社の取締役及び執行役員の地位にあること
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成24年 8月24日～ 平成44年 8月23日	平成25年 8月23日～ 平成45年 8月22日	平成26年 8月22日～ 平成46年 8月21日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年8月10日	平成19年8月9日	平成20年8月8日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	6,000	5,500	9,300
権利確定(株)			
権利行使(株)	1,100	1,000	1,400
失効(株)			
未行使残(株)	4,900	4,500	7,900

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年8月7日	平成22年8月9日	平成23年8月9日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	14,200	12,700	7,600
権利確定(株)			
権利行使(株)	2,200	1,800	
失効(株)			
未行使残(株)	12,000	10,900	7,600

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年8月8日	平成25年8月7日	平成26年8月6日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			18,300
失効(株)			
権利確定(株)			18,300
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	15,900	22,000	
権利確定(株)			18,300
権利行使(株)	1,400		
失効(株)			
未行使残(株)	14,500	22,000	18,300

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 8 月10日	平成19年 8 月 9 日	平成20年 8 月 8 日
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,012	2,012	2,012
付与日における公正な 評価単価（円）	2,788	1,947	1,481

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年 8 月 7 日	平成22年 8 月 9 日	平成23年 8 月 9 日
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,012	2,012	
付与日における公正な 評価単価（円）	1,726	1,474	1,303

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 8 月 8 日	平成25年 8 月 7 日	平成26年 8 月 6 日
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,012		
付与日における公正な 評価単価（円）	1,203	1,595	1,825

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 35.662%

平成16年 8 月21日～平成26年 8 月21日の日次株価に基づき算出

予想残存期間 10年

十分なデータの蓄積データが無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている

予想配当 42円/株

平成25年 9 月中間期配当及び平成26年 3 月期末の配当実績による

無リスク利率 0.549%

予想残存期間に対応する平成26年 8 月21日の国債利回り

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>(繰延税金資産)</b>		
未払賞与	747百万円	740百万円
未払事業税	167百万円	182百万円
繰越欠損金	148百万円	413百万円
退職給付に係る負債	5,712百万円	2,421百万円
退職給付信託	百万円	1,616百万円
研究開発費	622百万円	498百万円
棚卸資産評価損	305百万円	246百万円
貸倒引当金	127百万円	102百万円
未実現利益	345百万円	435百万円
減価償却費限度超過額	218百万円	299百万円
その他	640百万円	613百万円
繰延税金資産小計	9,036百万円	7,570百万円
評価性引当額	160百万円	406百万円
繰延税金資産合計	8,876百万円	7,163百万円
<b>(繰延税金負債)</b>		
固定資産圧縮積立金	160百万円	208百万円
有価証券評価差額金	159百万円	325百万円
子会社減価償却費	533百万円	274百万円
連結子会社配当金	525百万円	435百万円
退職給付に係る資産	136百万円	595百万円
その他	12百万円	62百万円
繰延税金負債合計	1,528百万円	1,902百万円
繰延税金資産純額	7,347百万円	5,260百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	1,922百万円	1,879百万円
固定資産 - 繰延税金資産	5,940百万円	3,578百万円
流動負債 - その他	29百万円	17百万円
固定負債 - その他	486百万円	178百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.01%	35.64%
<b>(調整)</b>		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.65%	0.39%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.13%	10.66%
住民税均等割等	0.42%	0.31%
連結子会社の税率差異	9.00%	7.36%
租税特別措置法に基づく法人税の控除額	3.42%	2.38%
繰越欠損金等に対する評価性引当金減少	1.67%	2.05%
連結子会社からの受取配当金消去	12.66%	10.95%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.91%	2.83%
その他	4.34%	1.83%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.11%	33.60%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.06%、平成28年4月1日以降のものについては32.30%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が472百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が496百万円、その他有価証券評価差額金額が33百万円、退職給付に係る調整累計額が9百万円がそれぞれ増加しております。

#### （企業結合等関係）

該当事項はありません。

#### （資産除去債務関係）

該当事項はありません。

#### （賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは6つの事業部門から構成され、各事業部門が国内及び海外の包括的な戦略を立案し事業活動を展開しております。

したがって、これらを事業セグメントの識別単位とし、製品の製造方法、販売する市場等の類似性に基づき、「印刷材・産業工材関連」、「電子・光学関連」、「洋紙・加工材関連」の3つの報告セグメントに集約しております。

(2) 各セグメントに属する製品及びサービスの種類

各報告セグメントに属する主要な製品・サービスの種類は以下のとおりであります。

報告セグメント	主要な製品・サービス
印刷材・産業工材関連	シール・ラベル用粘着製品、ラベル印刷機、バーコードプリンタ、ラベリングマシン、自動車用粘着製品、工業用粘着テープ、ウインドーフィルム、屋外看板・広告用フィルム、内装用化粧シート
電子・光学関連	半導体関連粘着テープ、半導体関連装置、積層セラミックコンデンサー製造用コートフィルム、液晶ディスプレイ関連粘着製品
洋紙・加工材関連	カラー封筒用紙、色画用紙、特殊機能紙、高級印刷用紙、高級紙製品用紙、一般用剥離紙、光学関連製品用剥離フィルム、合成皮革用工程紙、炭素繊維複合材料用工程紙

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は、連結会社間については市場の実勢価格に基づいており、同一会社内については原価ベースに基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結損益計算書 計上額(注) 2
	印刷材・産 業工材関連	電子・光学 関連	洋紙・加工 材関連	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	86,271	79,139	37,831	203,242		203,242
セグメント間の 内部売上高又は振替高	39	3	14,949	14,992	14,992	
計	86,310	79,143	52,781	218,235	14,992	203,242
セグメント利益	2,290	6,846	4,645	13,782	16	13,766
その他の項目						
減価償却費 (注) 3	3,168	4,069	2,816	10,055		10,055
のれんの償却額 (注) 3	70			70		70

(注) 1 セグメント利益の調整額は、すべてセグメント間取引消去の金額であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 減価償却費及びのれんの償却額については、事業セグメント別に合理的な基準により配分を行っております。

4 セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結損益計算書 計上額(注) 2
	印刷材・産 業工材関連	電子・光学 関連	洋紙・加工 材関連	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	86,764	83,207	37,283	207,255		207,255
セグメント間の 内部売上高又は振替高	61	73	17,281	17,417	17,417	
計	86,826	83,281	54,564	224,672	17,417	207,255
セグメント利益	2,878	10,071	3,996	16,946	64	16,881
その他の項目						
減価償却費 (注) 3	2,919	3,155	2,638	8,713		8,713
のれんの償却額 (注) 3	76			76		76

(注) 1 セグメント利益の調整額は、すべてセグメント間取引消去の金額であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 減価償却費及びのれんの償却額については、事業セグメント別に合理的な基準により配分を行っております。

4 セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
130,149	63,023	10,069	203,242

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
46,592	12,855	2,009	61,456

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住友化学㈱	25,103	電子・光学関連

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
126,914	69,593	10,747	207,255

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
45,945	13,901	1,655	61,503

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住友化学㈱	21,383	電子・光学関連

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	印刷材・産業工材 関連	電子・光学関連	洋紙・加工材関連	計	
減損損失					308

(注) セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	印刷材・産業工材 関連	電子・光学関連	洋紙・加工材関連	計	
減損損失					674

(注) セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	印刷材・産業工材 関連	電子・光学関連	洋紙・加工材関連	計	
当期末残高					158

(注) 1 のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。  
 2 セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	印刷材・産業工材 関連	電子・光学関連	洋紙・加工材関連	計	
当期末残高					93

(注) 1 のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。  
 2 セグメント資産については、会社、事業所及び工場を管理区分としているため、事業セグメントへの配分は行っておりません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係 会社の子会社	日本紙通商(株)	東京都 千代田区	1,000	紙・パルプ 関連商品、 化学工業商 品などの仕 入販売	直接 0.8	当社製品等 の販売及び 原材料・設 備等の購入	洋紙・加工 材製品等の 販売	11,200	受取手形 及び売掛金	3,913
							原紙・薬品 及び設備等 の購入	6,577	支払手形 及び買掛金	2,305
									その他の 流動負債	9

(注) 1 取引金額に消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 製品・商品の販売については、市場の実勢価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 原材料等の購入については、市場の動向及び実勢価格をみて毎期価格交渉の上決定しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係 会社の子会社	日本紙通商(株)	東京都 千代田区	1,000	紙・パルプ 関連商品、 化学工業商 品などの仕 入販売	直接 0.8	当社製品等 の販売及び 原材料・設 備等の購入	洋紙・加工 材製品等の 販売	11,431	受取手形 及び売掛金	4,034
							原紙・薬品 及び設備等 の購入	4,969	支払手形 及び買掛金	1,804
									その他の 流動負債	47

(注) 1 取引金額に消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 製品・商品の販売については、市場の実勢価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 原材料等の購入については、市場の動向及び実勢価格をみて毎期価格交渉の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	2,100円87銭	2,363円81銭
1株当たり当期純利益金額	114円22銭	161円63銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	114円09銭	161円41銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	8,501	11,659
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,501	11,659
普通株式の期中平均株式数(千株)	74,427	72,134
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	84	98
(うち新株予約権)(千株)	(84)	(98)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	152,610	171,674
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,079	1,159
(うち新株予約権)	(148)	(166)
(うち少数株主持分)	(930)	(992)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	151,530	170,514
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	72,127	72,135

(注) 3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める  
 経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、37円79銭増加しております。なお、1株当たり当  
 期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,510	1,695	0.5	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	183	199		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	503	471	2.1	平成28年1月～ 平成32年11月
その他有利子負債				
合計	2,197	2,365		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
 2 リース債務の内、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。なお、「リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)」の「平均利率」については、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るものであります。  
 3 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	175	145	100	47

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	49,322	100,489	153,425	207,255
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額(百万円)	4,020	8,730	14,117	17,555
四半期(当期)純利益金額(百万円)	2,797	6,059	9,744	11,659
1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	38.78	84.00	135.09	161.63

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額(円)	38.78	45.22	51.08	26.55

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	26,872	31,749
受取手形	12,241	14,117
売掛金	2 42,181	2 39,642
たな卸資産	5 20,012	5 20,560
前払費用	387	476
繰延税金資産	1,747	1,595
短期貸付金	2 1,093	2 1,181
未収入金	2 1,652	2 2,120
その他	96	89
貸倒引当金	24	28
流動資産合計	106,261	111,505
固定資産		
有形固定資産		
建物	19,366	18,244
構築物	1,259	1,256
機械及び装置	15,417	13,205
車両運搬具	51	32
工具、器具及び備品	402	414
土地	9,306	9,017
リース資産	401	387
建設仮勘定	280	3,271
有形固定資産合計	46,486	45,829
無形固定資産		
2,079		1,876
投資その他の資産		
投資有価証券	2,093	2,750
関係会社株式	13,691	14,169
関係会社出資金	4,949	4,770
関係会社長期貸付金	2 967	2 1,555
固定化営業債権	3 236	3 179
長期前払費用	102	70
前払年金費用	-	1,524
繰延税金資産	5,252	3,285
その他	2 591	2 596
貸倒引当金	275	218
投資その他の資産合計	27,608	28,683
固定資産合計	76,175	76,389
資産合計	182,436	187,894

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2 39,392	2 38,543
短期借入金	2 3,997	2 4,423
未払金	2 3,830	2 5,381
リース債務	162	164
未払費用	2 2,678	2 2,943
未払法人税等	1,834	2,167
前受金	48	167
預り金	486	338
役員賞与引当金	73	111
その他	-	1
流動負債合計	52,505	54,242
固定負債		
退職給付引当金	14,026	6,409
環境対策引当金	132	140
リース債務	453	404
その他	50	50
固定負債合計	14,663	7,005
負債合計	67,168	61,247
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	23,201	23,201
資本剰余金		
資本準備金	26,816	26,816
その他資本剰余金	13	13
資本剰余金合計	26,830	26,830
利益剰余金		
利益準備金	1,268	1,268
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	289	436
別途積立金	60,536	66,036
繰越利益剰余金	10,391	15,615
利益剰余金合計	72,486	83,357
自己株式	7,754	7,741
株主資本合計	114,763	125,647
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	355	832
評価・換算差額等合計	355	832
新株予約権	148	166
純資産合計	115,267	126,647
負債純資産合計	182,436	187,894

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
売上高	1	160,820	1	161,670
売上原価	1	129,479	1	128,291
売上総利益		31,341		33,378
販売費及び一般管理費				
運送費及び保管費	1	4,221	1	4,390
給料及び手当		3,819		3,855
賞与		1,335		1,439
貸倒引当金繰入額		40		9
退職給付引当金繰入額		488		376
役員賞与引当金繰入額		80		111
減価償却費		721		663
研究開発費		6,619		6,506
その他	1	5,776	1	6,091
販売費及び一般管理費合計		23,021		23,443
営業利益		8,319		9,934
営業外収益				
受取利息及び配当金	1	4,399	1	5,506
その他		1,569		988
営業外収益合計		4,969		6,495
営業外費用				
支払利息	1	54	1	65
その他	1	1,197	1	735
営業外費用合計		1,252		800
経常利益		12,036		15,629
特別利益				
固定資産売却益		-		259
子会社清算益		-		69
補助金収入		28		-
特別利益合計		28		329
特別損失				
減損損失		308		243
関係会社出資金評価損		-		179
固定資産売却損		23		-
特別損失合計		332		423
税引前当期純利益		11,732		15,535
法人税、住民税及び事業税		3,202		3,845
法人税等調整額		191		443
法人税等合計		3,011		4,288
当期純利益		8,721		11,247

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	23,201	26,816	13	26,830	1,268	296	56,936	8,101	66,602
会計方針の変更による 累積的影響額									
会計方針の変更を反映 した当期首残高	23,201	26,816	13	26,830	1,268	296	56,936	8,101	66,602
当期変動額									
剰余金の配当								2,838	2,838
別途積立金の積立							3,600	3,600	
固定資産圧縮積立金の 積立									
固定資産圧縮積立金の 取崩						6		6	
当期純利益								8,721	8,721
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計						6	3,600	2,290	5,883
当期末残高	23,201	26,816	13	26,830	1,268	289	60,536	10,391	72,486

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計		
当期首残高	2,752	113,882	214	214	113	114,210
会計方針の変更による 累積的影響額						
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,752	113,882	214	214	113	114,210
当期変動額						
剰余金の配当		2,838				2,838
別途積立金の積立						
固定資産圧縮積立金の 積立						
固定資産圧縮積立金の 取崩						
当期純利益		8,721				8,721
自己株式の取得	5,001	5,001				5,001
自己株式の処分						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			140	140	35	175
当期変動額合計	5,001	881	140	140	35	1,056
当期末残高	7,754	114,763	355	355	148	115,267

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	23,201	26,816	13	26,830	1,268	289	60,536	10,391	72,486
会計方針の変更による 累積的影響額								2,725	2,725
会計方針の変更を反映 した当期首残高	23,201	26,816	13	26,830	1,268	289	60,536	13,117	75,212
当期変動額									
剰余金の配当								3,101	3,101
別途積立金の積立							5,500	5,500	
固定資産圧縮積立金の 積立						154		154	
固定資産圧縮積立金の 取崩						7		7	
当期純利益								11,247	11,247
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計			0	0		147	5,500	2,498	8,145
当期末残高	23,201	26,816	13	26,830	1,268	436	66,036	15,615	83,357

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計		
当期首残高	7,754	114,763	355	355	148	115,267
会計方針の変更による 累積的影響額		2,725				2,725
会計方針の変更を反映 した当期首残高	7,754	117,489	355	355	148	117,993
当期変動額						
剰余金の配当		3,101				3,101
別途積立金の積立						
固定資産圧縮積立金の 積立						
固定資産圧縮積立金の 取崩						
当期純利益		11,247				11,247
自己株式の取得	2	2				2
自己株式の処分	15	15				15
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			476	476	18	495
当期変動額合計	12	8,158	476	476	18	8,653
当期末残高	7,741	125,647	832	832	166	126,647

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料及び仕掛品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ただし、機械類については個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
機械及び装置	4～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生している額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 環境対策引当金

法令に基づいた有害物質の処理など、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しをおこない、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が2,796百万円減少し、前払年金費用が1,438百万円、繰越利益剰余金が2,725百万円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
PT.LINTEC INDONESIA	29百万円	6百万円
LINTEC INDUSTRIES (MALAYSIA) SDN.BHD.	30百万円	29百万円
LINTEC INDUSTRIES (SARAWAK) SDN.BHD.	14百万円	34百万円
LINTEC (THAILAND) CO., LTD.	5百万円	6百万円
計	80百万円	77百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	8,022百万円	8,971百万円
長期金銭債権	1,049百万円	1,651百万円
短期金銭債務	4,601百万円	5,566百万円

3 固定化営業債権

破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権について記載しております。

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	20,400百万円	20,400百万円
借入実行残高	1,100百万円	1,100百万円
差引額	19,300百万円	19,300百万円

5 たな卸資産の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
商品及び製品	6,200百万円	6,828百万円
仕掛品	9,217百万円	9,065百万円
原材料及び貯蔵品	4,594百万円	4,666百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	25,692百万円	30,198百万円
仕入高	5,374百万円	6,689百万円
その他の営業取引高	6,691百万円	6,939百万円
営業取引以外の取引による取引高 (収入分)	4,400百万円	5,495百万円
営業取引以外の取引による取引高 (支出分)	615百万円	96百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式13,534百万円、関連会社株式122百万円)の時価については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式14,014百万円、関連会社株式122百万円)の時価については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
(繰延税金資産)		
未払賞与	726百万円	721百万円
未払事業税	160百万円	181百万円
退職給付引当金	4,999百万円	2,070百万円
退職給付信託	百万円	1,619百万円
研究開発費	622百万円	498百万円
子会社株式評価損	418百万円	379百万円
その他	909百万円	939百万円
繰延税金資産小計	7,838百万円	6,408百万円
評価性引当額	518百万円	500百万円
繰延税金資産合計	7,319百万円	5,907百万円
(繰延税金負債)		
前払年金費用	百万円	492百万円
固定資産圧縮積立金	160百万円	208百万円
有価証券評価差額金	159百万円	325百万円
繰延税金負債合計	320百万円	1,026百万円
繰延税金資産の純額	6,999百万円	4,881百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.01%	35.64%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.62%	0.36%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.11%	0.30%
住民税均等割等	0.44%	0.33%
租税特別措置法に基づく法人税の控除額	3.76%	2.69%
海外子会社受取配当金益金不算入	13.21%	11.75%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.02%	3.19%
その他	2.66%	2.82%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.67%	27.60%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.06%、平成28年4月1日以降のものについては32.30%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が462百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が496百万円、その他有価証券評価差額金額が33百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	19,366	476	170 (43)	1,428	18,244	29,916
	構築物	1,259	165	7 (2)	161	1,256	3,470
	機械及び装置	15,417	2,097	250	4,058	13,205	76,263
	車両運搬具	51	23	9	33	32	729
	工具、器具及び備品	402	260	5 (0)	243	414	6,425
	土地	9,306	4	294 (197)		9,017	
	リース資産	401	132	7	138	387	678
	建設仮勘定	280	6,018	3,028		3,271	
	計	46,486	9,180	3,774	6,063	45,829	117,484
無形固定資産	特許権	1			0	0	3
	借地権	43				43	
	商標権	2			0	2	0
	ソフトウェア	902	75		406	570	1,905
	ソフトウェア仮勘定	1,057	216	75		1,198	
	リース資産	29			11	17	110
	その他	43			0	43	3
	計	2,079	291	75	419	1,876	2,023

(注) 1 「当期減少額」欄の( )は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	三島工場	建物耐震化・調成工程合理化工事	219	百万円
機械及び装置	熊谷工場	特高受変電設備更新工事	240	"
建設仮勘定	研究所	研究新棟建設	2,041	"
建設仮勘定	三島工場	建物耐震化・調成工程合理化工事	919	"
建設仮勘定	新宮事業所	フィルム粘着塗工設備	246	"

3 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

土地	熊谷工場	従業員社宅	197	百万円
----	------	-------	-----	-----

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	299	35	87	247
役員賞与引当金	73	111	73	111
環境対策引当金	132	7		140

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り および買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	1単元当たりの株式の売買委託手数料相当額を買い取った単元未満株式の数で按分した額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.lintec.co.jp/koukoku/">http://www.lintec.co.jp/koukoku/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |  |                               |                           |
|---|--|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類、<br>有価証券報告書の<br>確認書 | 事業年度<br>(第120期)  | 自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日   | 平成26年6月26日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) 内部統制報告書                                 | 事業年度<br>(第120期)  | 自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日   | 平成26年6月26日<br>関東財務局長に提出。  |
| (3) 臨時報告書                                   | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19<br>条第2項第9号の2(株主総会における<br>議決権行使の結果)の規定に基づく臨時<br>報告書 |                               | 平成26年6月27日<br>関東財務局長に提出。  |
| (4) 四半期報告書<br>及び四半期報告書<br>の確認書              | 第121期<br>第1四半期   | 自 平成26年4月1日<br>至 平成26年6月30日   | 平成26年8月8日<br>関東財務局長に提出。   |
|   | 第121期<br>第2四半期   | 自 平成26年7月1日<br>至 平成26年9月30日   | 平成26年11月12日<br>関東財務局長に提出。 |
|   | 第121期<br>第3四半期   | 自 平成26年10月1日<br>至 平成26年12月31日 | 平成27年2月13日<br>関東財務局長に提出。  |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月24日

リンテック株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井 上 秀 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 板 谷 秀 穂

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリンテック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンテック株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リンテック株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、リンテック株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

リンテック株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井 上 秀 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板 谷 秀 穂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリンテック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第121期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンテック株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。